

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第4号)

平成20年3月5日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	中 村 定 志	議員	4番	杉 浦 光 男	議員
5番	榊 原 杏 子	議員	6番	山 盛 左千江	議員
7番	三 浦 桂 司	議員	8番	平 野 龍 司	議員
9番	山 田 英 明	議員	10番	村 山 金 敏	議員
11番	石 橋 敏 明	議員	12番	伊 藤 清	議員
13番	前 山 美 恵子	議員	14番	一 色 美 智子	議員
15番	松 山 廣 見	議員	16番	平 野 敬 祐	議員
17番	安 井 明	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	矢 野 清 實	議員	20番	坂 下 勝 保	議員
21番	月 岡 修 一	議員	22番	石 川 清 康	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	川 村 敏 治 君	次長兼議事課長	神 谷 清 貴 君
庶務担当係長	深 谷 義 己 君	議事担当係長	成 田 宏 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	青 木 三 芳 君	会 計 管 理 者	野 村 義 二 君
企 画 部 長	宮 田 恒 治 君	総 務 部 長	山 本 末 富 君
市 民 部 長	後 藤 学 君	健 康 福 祉 部 長	寺 畠 正 男 君
経 済 建 設 部 長	山 崎 力 君	消 防 長	近 藤 和 則 君
教 育 部 長	野 田 誠 君	総 務 部 次 長	平 野 隆 君
		兼 総 務 課 長	
市 民 部 次 長	柴 田 二 三 夫 君	健 康 福 祉 部 次 長	濱 畠 義 和 君
兼 環 境 課 長		兼 高 齢 者 福 祉 課 長	

経済建設部次長 高橋 芳行 君 企画政策課長 横山 孝三 君
兼下水道課長
財政課長 加藤 隆之 君 監査委員事務局長 近藤 伸之 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

三浦 桂司 議員
近藤 郁子 議員
前山美恵子 議員
榊原 杏子 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 22 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に7番 三浦桂司議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○7番(三浦桂司議員)

おはようございます。

議長のご指名を受けましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本年1月20日に文化会館で行いました第3回豊明子どもフェスティバルにおいては、多くの方々にお越しいただきまして、まことにありがとうございました。

おかげさまで、入場者数 722 名、別途参加した子どもたち 300 名近くをもって、盛大に挙行できたことをうれしく思い、関係者の一人としてお礼を申し上げます。

これも関係各位が1年かけて、チラシ、ポスターづくりから演出まで、力を合わせて頑張ってくられた結果です。

わずかな予算にもかかわらず開催できたのは、子どもたちのために、みずから楽しみな

がら、成功させるんだという先生方の強い熱意のたまものであり、終了後には金銭にはかえがたい充実感を味わうことができました。このようなやり方でも、十分開催ができるということは自信につながります。

3月議会は予算関連が主であります。他市町との比較だけで削減ありきと、そういう議論にならぬようお願いいたします。財政が厳しいと嘆くだけではなく、前向きに考えたいと思います。

費用対効果はもちろんですが、採算だけを求め過ぎて、豊明が殺伐として、市民が息苦しさを感ずるような政策は避けねばなりません。

また一方、職員の意識改革なしでは、豊明の成長はあり得ません。やる気のある職員に対して、多少違和感を感じても、柔軟性を持って対応していただきたいと思います。

元気のいい会社や市町は、コミュニケーションのとり方がうまいと言われております。生まれ育ったふるさとが、ずるずると後退していく姿を見るのが我慢できません。常識論が、法の技術論、過去の悪しき慣行に負けないよう、慎重審議をお願いいたします。

では、一般質問に入ります。

1点目は、豊明まつりの開催方法についてお伺いいたします。

大幅な予算カットに伴い、市民主導、実行委員会主導へのまつりへ転向せざるを得ない状況に追い込まれました。豊明まつりはどうあるべきかという理念がなく、予算削減に伴って苦し紛れの市民参加型になっては限界は出るはずですよ。

豊明まつりは、さほど歴史のあるおまつりではありません。市民でも行政主導のおまつりであると感じている人も少なくありません。常日ごろ、市長が言っておられる出口主義のまつりには、余りないのが現状だと思います。

豊明まつり検討委員会を立ち上げておりますので、確認を含めて具体的に10点ほど、お伺いいたします。

豊明まつりに対する検討委員会での意見、方向性はどうなっているのか。

2点目、総予算を4分の1までカットした根拠は何であるのか。

3番目、豊明春まつりは開催できるのか。キャンペーンガールは募集するのか。

4点目は、夏まつりの手筒花火、打ち上げ花火大会は続けるのか。

5番目、秋まつりの三崎小学校へのパレードはどうなるのか。

6番目は、メイン会場はだれが担当するのか。商業フェアは従来どおり開催できるのか。

7番目は、勤労会館での福祉展は継続するのか。

8番目は、文化会館で行われている芸能発表会、作品展示会は開催するのか。

9番目は、無料循環バスは運行されるのか。

10番目は、豊明まつりに伴う職員の時間外手当の見直しはどうなっているのか。

それとともに、4分の1まで予算をカットして、スムーズな運営が可能であるのかどうか、お伺いいたします。

2点目は、東海、東南海地震に備えて3点ほど、ご質問いたします。

まず最初に、一般木造住宅の耐震化についてお伺いいたします。

いつ来てもおかしくないという東海、東南海地震ですが、20年度予算では一般木造住宅の耐震化が進まないために、19年度と比較して木造耐震補助金を削減いたしました。

一般耐震補強補助工事は昭和56年、旧の基準、木造住宅の建物で東海、東南海地震に対応できない住宅に住んでおられる方が対象です。家屋が対象です。さまざまな事情で耐震補強工事を受けていない家庭に対して、きめ細かな対策が必要でないかと思い、提案いたします。

耐震改修後の判定値1.0というのは、ハードルが高いと思います。もちろん、判定値が高いにこしたことはありません。国の基準に豊明市独自の基準補助、基準緩和を加えてはと思います。

市民はどれだけまでなら自己負担してもよいのかというアンケートに対し、100万以上は高いと感じていて、30万程度なら耐震にお金を出してもよいと感じているケースがあると聞きます。「民間木造住宅耐震改修費補助事業」があり、当市も最高60万までは補助するシステムがあります。

しかし、現実には制度利用者は少なく、耐震改修したのは18年度末で112棟のみで、当市は7,500棟の対象住宅に対して、耐震診断が終了したのは1,000棟で、6,500棟が、いまだ耐震診断すら受けていない現状です。

木造住宅の建てかえ、耐震補強が進まない理由は、家庭の危機管理不足と多額の費用を要するからだと思定されます。

阪神大震災では、老朽化した建物の多くは、開口部から崩れているケースが見られました。開口部が倒壊してしまうと、逃げ場がなくなってしまう。よって、一部だけ補強して、避難できる通路、時間の確保というやり方はいかがかと思い、提案いたします。

全体の耐震が無理な場合、1日の中で多くいる時間の居間、寝室のみの耐震補強だけでも進めたいと考えております。

国の基準は全国统一で、全体の補強しか認めておりません。開口部の補強だけで命が助かるようなケースが出るかもしれません。一部耐震補強工事、これを豊明市独自で進めていただきたいと思います。

現実的な対応が必要です。それには自己負担が少なく済む、その家庭が負担できる範囲が耐震補強を進めるカギだと思います。

当市も財政調整基金が底をつきかけ、財政が疲弊しきる前に、取り組まなければならない課題だと思います。命を守るための政策、地震が来る前に、このような提案はどうかと思いますので、お伺いいたします。

2点目は公共施設の耐震化についてお伺いいたします。

当市は、予算の関係から公共施設の耐震化がなかなか進んでおりません。学校などの耐震は、子どもたちの命を守る建物と同時に、地域住民の避難場所にも指定されておしま

す。

半分は国の補助があっても、1棟で億近くかかるケースもあり、予算が厳しい当市では、なかなか進まない現状に不安を感じます。

水戸市では、児童数の減少で4階建ての校舎を3階建てに削ってしまい、ブレース数を減らすことで、1棟の補強工事で2棟の補強工事を完成させたという事例もあります。総額でも、このほうが安価という報道でした。

当市でも少子化が進み、児童数が減少する学校が出てきております。空き部屋の有効利用を図っておりますが、それでも児童が減少する学校が出てきております。学校区によって違いは生じておりますが、より早く耐震化を進める手立てを講じなければなりません。

27年度までに耐震補強を完了すると言われておりますが、このスピードで進めている間に、地震に襲われるかもしれませんので、早く耐震化を進めるように、その観点からお伺いいたします。

3点目に、震災時の賃貸アパート、マンションへの対応についてお聞きいたします。

名古屋市南区で、成人式の案内状が町内会未加入者に届けられないという出来事が報道されました。町内会は自治体、行政区の下請けのような形態になっておりますが、多くは任意の団体であり、住民参加度、各行事も地域によって、かなり差があります。

地域でも住民票を移していない人への対応に苦慮しております。地域への正確な情報伝達は行政の仕事ですが、広報の配布など町内会に手伝ってもらわないと、成り立たないのが現状です。町内会が担っているごみの収集、広場清掃まで行政が担当することになれば、莫大な費用がかかります。

震災が起きれば助け合わなければならないのが地域住民です。震災時の賃貸アパート、マンションの対応など、町内会単位ではわからない部分もあります。住民票を移していない人、管理会社に任せきりの人、だれが居住しているか、わからないアパートもあります。今までも質問されております要支援者、要介護者らしき人も見受けられます。

個人情報絡みもあり、難しい部分もあると思いますが、町内会はどの程度までかかわればよいのか、行政としてどうやって取り組んでいくのか、お伺いいたします。

3つ目の質問は、民間人校長などの採用についてお伺いいたします。

「夜スペ」の東京練馬区の和田中学校は、よしも悪しきも話題になっております。京都府教育委員会では、免許がなくても応募できるスペシャリスト特別選考を採用しております。

全国に83万人いる公立の小中高の先生ですが、閉鎖的な体質も一部残り、新しいことを始めようとすると、足を引っ張るような印象を受ける場合があります。教員としての適正は、免許の有無よりも、他人の評価が大事だと思います。

当市の民間人の校長採用、教員免許更新制度、採用についてお伺いいたします。

校長や教頭、主幹教諭らは、十分な知識、技能を身につけているということで、対象外で自動更新されます。しかし昨年10月、16年間にわたってわいせつ写真を撮り続け、投稿を続けていた他市町の教頭は、勤務態度に問題なしでした。事件が発覚しなければ、人

格の本質までわからず、自動更新されます。

文科省の統計では、小中高で年に3万件の暴力事件、2万件のいじめが発覚、13万人の不登校です。30人学級は必要だと思いますが、教員の資質向上なしで人員だけ増やしても意味はないと思います。

知識を詰め込むだけの教育ではなく、心を豊かにするという教育という理念から、ゆとり教育が始まりましたが、さまざまな問題が出て、来年度から一部軌道修正されます。教員免許は大学で単位を取れば取得できます。対応力まで問われず、人生経験なしで取得できる教員免許制度は今の時代、少しそぐわない部分が出てきているのではないのでしょうか。

教員免許を持っていなくても、教師に向けた人材はいるはずですが、愛知県下では、まだ民間からの採用はないとお聞きいたします。前例主義からすれば、難しいかもしれませんが、教える側もさまざまな対策を練らねばならず、過去の手法が通用しない時代です。

当市においても、優秀な方々に大所高所から教えていただきたいという観点、民間の人材活用という視点においてお伺いいたします。

また、当市の今年度の学級崩壊の現状について、対策についてお伺いいたします。

最後に、学校と地域のかかわり方について伺います。

もうすぐ4月を迎え、5歳児、6歳児は1年生になり、小学校6年生児はセーラー服、学生服に身を包む季節になりました。市内の子どもたちが健やかに生活できる環境をつくり出すことが、我々大人の役目です。

私も地域の子どもの通学を見守っておりますが、6年生の子どもたちを見るにつけ、この子たちもセーラー服、学生服を着て、自転車で中学に行くんだなと思うと、感慨深いものもあります。

小中学校と地域のパイプがなかなか構築できないのが悩みでした。今も悩みであります。しかし、待ちの姿勢をとっていても前進しませんので、前に出るようにしております。PTAとか子ども会の役員さんは輪番制で、1年交代で役員がかわってしまうケースが多く、今年の役員さんは積極的に行動していただけるタイプであるが、次年度になると違ったタイプの役員になってしまうというケースもあり、輪番制の難しさを感じております。

地域と中学校、小学校の連携について、当市としてはどのように考えて対策しているのかを、お伺いいたします。

1つ、さわやか一声運動と、知らない人に声をかけない指導との整合性をお伺いいたします。

2つ目に、児童生徒の自転車の乗り方教育についてお伺いいたします。

3番目に、たまり場となっている生徒宅への指導方法。

以上、3点をお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.5 ○市民部長(後藤 学君)

豊明まつりの開催の方法についてというご質問から、お答えをいたします。

豊明まつりは、従来の行政主導型から市民参加型、市民主導型のまつりへの転換を図るため、現在、豊明まつり検討委員会におきまして、見直しを進めております。

その中で、今後の方向といたしましては、市民が集い、楽しみ、交流する市民参加型のまつりという考え方のもと、基本理念を「市民相互の触れ合いを深め、ふるさと意識を育み、市民の手による愛着と誇りの持てるまちづくりを次世代に継承していく」と決めました。この理念に沿った事業を、予算をかけずに市民の手づくりで実施をしていきます。

たくさんご質問をいただきましたので、順次お答えしてまいります。まず予算を大幅に減額をしたことにつきましては、財政状況が大変厳しい中、市民参加型のまつりを実施するために、必要な最小限度の共通経費等について予算措置をしたものであります。

それから、春まつりにつきましては、三崎水辺公園桜まつりとして実施、キャンペーンガールは中止というふう聞いております。

夏まつりの手筒花火、打ち上げ花火は継続をいたしますが、秋まつりの小学校パレード、これは中止をせざるを得ないというふう聞いております。

また、市役所前のメイン会場は、市民協働課が担当いたしまして、市民による実行委員会方式を取り入れまして、よさこい踊り、あるいは子ども市民グループによるステージでの発表、フリーマーケット等々が、できればいいかなというふうに思っております。

商業フェアは、商工会館のほうに会場を移して実施されるという方向です。

それから、総合福祉会館や勤労会館での福祉展、これは継続をいたします。

また、芸能発表会や作品展示等は、文化協会中心で開催の予定です。

無料循環バスは、廃止をさせていただきます。

それから、職員の時間外手当のご質問であります。従来の行政からの発信型の事業のうち、約半分の事業が、この見直しの中で中止となりますので、行政職員が携わる部分は大幅に減ります。

なお、職員に従事をさせる場合は、振替休日で対応をしております。

それから、まつりの運営につきましては、従来の開催委員会を縮小しつつ、メイン会場は市民を中心とした実行委員会にお任せをしたいというふうに考えております。

今後、このような市民参加型の手づくりによるまつりを実施し、回を重ねるごとに市民からのアイデアを結集して、集客力のある大きなまつりに発展させていきたいというふうに考えております。

以上です。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.7 ○経済建設部長(山崎 力君)

東海、東南海地震に備えてというところの、一般木造住宅耐震化についてのお答えをさせていただきます。

豊明市における一般木造住宅の耐震改修費補助事業による改修件数は、これまで5年間で121件ございました。豊明市に限らず、全国的に見ても耐震改修が進んでいないと聞いております。

木造住宅で無料の耐震診断さえ受けていない理由は、建物が古くて、改修には多額の費用がかかるのではないかと。あるいは、高齢で収入が少なく、改修にかかる資金がなく、改修できないので、診断を受けても無駄だという意見が多いというふうに聞いております。

一方、近いうちに建てかえるので、その必要はないという意見もありまして、実際に建てかえを行われていることもございます。

ただ、古い住宅で居住し、高齢で収入が少ない方々には、課題があるということは認識しておりますが、さらに耐震についての必要性、効果など、PRや啓蒙等を図ってまいります。

現在行っている助成については、引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

終わります。

No.8 ○議長(堀田勝司議員)

山本総務部長。

No.9 ○総務部長(山本末富君)

東海、南海地震に備えての中の公共施設の耐震化と、次の震災時の賃貸アパート、マンションへの対応についてご答弁をさせていただきます。

市といたしましては、Is値0.3以下の建物につきましては、特に緊急性がございますので、22年度までに終了する予定で進めてまいります。

また、それ以外の建物も27年度を目標に進めてまいります。

限られた財源の中で、学校の耐震化工事は最優先で取り組んでまいります。

次に大規模震災時、市が指定する避難所に避難された避難者に対しましては、町内会の未加入者、あるいは市外からの避難者を問わず、平等に食料等の物資を配給いたしま

す。

ただし、子ども、高齢者、障害者などを優先して配給をいたしていきます。

以上でございます。

No.10 ○議長(堀田勝司議員)

野田教育部長。

No.11 ○教育部長(野田 誠君)

それでは、教育委員会関連のご質問を2点いただいておりますので、順次お答えさせていただきます。

まず、民間校長などの採用についてでございますが、校長、教頭を始め、教職員の採用につきましては、任命権者であります愛知県教育委員会が行うものでございます。

愛知県の小中学校においては、民間人の校長は現在採用されていません。

教員につきましては、今年度の教員採用選考試験から社会人特別選考枠を設け、民間企業での経験や特定の分野における、すぐれた知識、技能を有する教員免許を持つ方を採用する取り組みを始めました。

現在、各学校ではすぐれた技術や能力を持ってみえる方に、特別非常勤講師として学校にお越しいただき、先生として子どもたちに指導していただいております。

また、教育ボランティアとして、小学校英語活動や社会科、家庭科、総合的な学習の時間などで、多くの方にご協力をいただいております。

スポーツクラブなども、地域のすぐれた技術を持っている人たちに、支えられて活動しております。

豊明市教育委員会といたしましては、学校を支援していただける方、子どもを見守っていただける方などの応援の輪がより広がるよう、努力してまいりたいと考えております。

その項で、学級崩壊の現状と対応についてというご質問がございましたので、その関連でお答えさせていただきます。

いわゆる学級崩壊となっている教室は、豊明市の学校では存在しておりません。現状の把握といたしましては、心配な状況が見られたときの対応につきましては、校長のリーダーシップのもと、全教職員で取り組んでいるところでございます。

豊明市教育委員会としても、積極的な支援をまいっております。

続いて2点目のご質問、小中学校と地域のかかわり方について、3点からご質問をいただいておりますので、これにつきましても順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、さわやか一声運動は、市民の方たち一人ひとりが、お互いにあいさつ等の声をかけ合い、きずなをつくり、防犯に役立てようとする運動です。

児童生徒もお互いにあいさつを交わしたり、近所の人たちとあいさつをしたりするように

なっており、見ず知らずの人に、子どもたちから声をかけるように指導するのではなく、周りの人たちとあいさつを交わすことが大切です。

そして、何より大人同士が声をかけ合い、大人から子どもたちに声をかけていくことこそが、重要であると考えております。

そして、さわやかな声かけが地域を明るくし、安全・安心のきずなを深めていくと考えております。今後も地域と小中学校との連携を一層進めてまいります。

2点目の自転車の乗り方教育でございますが、最近、自転車の飛び出し等による交通事故が発生しております。各学校では交通安全教室を開催し、警察の方や防災安全課の方からご指導をいただいております。担任や交通安全主任を中心に、学級指導や全校指導をしたりして、自転車の乗り方の指導を積極的に進めています。

また、安全で体に合った自転車に乗るよう、自転車点検も適宜実施しております。

さらに、平成20年6月20日から道路交通法が一部改正され、普通自転車の歩道通行のルールが変更されます。13歳未満の子どもの自転車乗車時のヘルメット着用が、保護者の努力義務になります。

児童生徒に対してルールの変更内容をわかりやすく示し、ルール意識の啓発をするとともに、「自転車安全利用五則」等を利用して、危険回避能力を高める指導を、繰り返し行っていきたいと考えております。

3つ目でございますが、学校では生徒指導部を中心に指導を実施しております。警察の方とも連携し、生徒指導連絡協議会を開催し、各学校や関係諸機関との情報交換を密にしております。

そして、家庭への働きかけを粘り強く行うとともに、民生児童委員や青少年健全育成委員、少年補導員の方、さらには地域の安全ボランティアの方たちにもご協力をいただき、パトロールや家庭訪問等を実施しています。

周りにいる大人の目が届かない、大人の声かけがないといったところが、いわゆるたまり場となっております。学校、家庭、地域、そして行政機関等が力を合わせて、子どもたちを守り、そして健やかな育ちを確保してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

終わります。

No.12 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

No.13 ○7番(三浦桂司議員)

豊明まつりについてですが、楽しみにしている市民も多くて、また豊明まつりという冠をつ

ける以上、他市町から見て恥ずかしくないまつりにしないといけないと思います。

いきなり、ここまで予算をカットして、盛り上げる豊明まつりにしたいという意気込みはわかりますが、どうも不安を感じてしまいます。行政側としても、ここまで予算をカットするというのは、今までの豊明まつりに対して、この運営、やり方に関して、不満のある裏返しではないかと思っております。

財政という立場で、どういう観点から4分の1まで予算を圧縮したのか。答えづらい部分とは思いますが、うまくいかなかった場合、とよあけマラソンのように休止に向かってしまうのかをお聞きいたします。

No.14 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.15 ○市民部長(後藤 学君)

予算を大幅な減額としたのは、先ほども申しましたように、苦しい財政事情ということもありますけれども、基本的に豊明まつりは行政ではなく、市民によって担われるべきである。すなわち、市民参加型に変えていくべきであるという考えであります。

そのため予算につきましては、どうしても夏まつりのメインになります花火代300万円、それとごみ処理、あるいは警備等の共通経費ですね、これを200万円ということで、最小限を計上させていただいたものです。

それから、他市町から見て恥ずかしくないまつりにということでございますが、一時的には、これまでの規模と比べ、若干縮小していくということは、あるかもしれませんが、今後年度を重ねるごとに、市民の皆さん、あるいは市民グループの皆さんに、工夫して参加をしていただいて、まつりをみんなで育てていく、そういうつもりでやっていくべきではないかなというふうに思っておりますし、市民の方にはそういう潜在的な力があるというふうに私どもも思っております。

以上です。

No.16 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

No.17 ○7番(三浦桂司議員)

夏まつりの花火は続けると言われました。昨年度は470万ですか。300万まで下げてお

りますので、時間を短縮して打ち上げるという考えですか。

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.19 ○市民部長(後藤 学君)

花火代 300 万につきましては、昨年も打ち上げ方ですね、非常に間延びのした打ち上げ方で、せっかく 460 万円かけながら、何かちょっと物足りないなというようなご意見もお伺いしましたので、これは業者のほうとお話をいたしまして、300 万円でも十分、市民の方に楽しんでいただける、そういう打ち上げの仕方を工夫していただけるということで、300 万円ということにいたしました。

以上です。

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

No.21 ○7番(三浦桂司議員)

時間は、そんなに変わらないということですかね。それは後で結構です。

しつこいようですが、超過勤務手当についてももう少し伺います。

職員をいじめるわけではありませんし、頑張っている職員が大勢いることは十分、承知の上で伺います。

今言われました職員は振替休日に対応するということと、それと縮小するので、金額がかからないというのは、全くかからないというわけではありませんよね。ちょっとその点をお願いいたします。

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.23 ○市民部長(後藤 学君)

まずは振替休日の件でありますけれども、職員に私ども市として、この豊明まつりに従事させる場合は、これは職務命令という形でなければできませんが、ただ人件費を節約す

るために、振替休日にしたいと思っております。

前回は申し上げましたが、振替休日をとりますと、結局その分、有給休暇の取得率が下がります。まあ実質的にはボランティアになってしまうような実情があると思いますが、我々としては職務命令として職員に行わせる。そして振替休日はきちんと与えると、そういう形でいきたいというふうに思っております。

それから、職員が従事する時間が縮小されるということですが、これも先ほど申しましたように、まつりのいろんな事業を精査いたしまして、いわゆる行政のPR的な部分ですね。必ずしも豊明まつりとして行う必要のない行政のPR的な部分に、これに職員がかなり従事しておりましたので、それはこの際、思い切って見直しをいたしました。

その結果、職員が従事する時間が大幅に減るということです。

以上です。

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

No.25 ○7番(三浦桂司議員)

豊明まつりに関して、これだけ厳しい予算で開催するということでもあります。予算をカットしても開催すると決定した以上、皆さんで頑張って力を合わせて、まつりを盛り上げていくという方向に進まなければ開催できないと思います。

先回も言いましたように平均時給で3,000円、1日やれば2万4,000円ですか。2日間やると4万8,000円程度もらえる人も、全員とは言いません、もらえる人も出てきております。

職員にこれだけ手当がつくのに、NPOや手伝っていただけるボランティアの方には、昨年からお弁当もついていない。予算が厳しいので市民参加型、ボランティア、市民の皆さんに手伝ってほしいというのはわかります。

そのかわり、豊明まつりに関しても、職員の方に対して、時間外手当をちょっと我慢しましょうという、ギブ・アンド・テイクのような考えを持っていただきたいと思います。

豊明まつりに関して、ボランティアでやろうという職員の意識があるかどうか。まあ強制ではありませんけれども、もう一度お願いいたします。

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.27 ○市民部長(後藤 学君)

まず、先ほど申しましたように職員の時間外というものは、従来から減らす努力をしておりますし、今回も見直しの中で、まずほとんどなくなると思います。

どうしても職務命令で従事させなければならない場合のみ、これもコストがかからないように、振替休日という形で対応したいということでもあります。

それから、職員のボランティア意識の問題であります。これからは市民協働の時代、市民の皆さんにもいろいろ労力、あるいは今回のまつりでいえば、費用も負担していただきたいというようなことを言っている中で、職員がそれなりのボランティア意識を持たないということは、これは望ましいことではありませんので、私どもとしては職員に対しては強制はできませんけれども、そういう社会状況といいますか、行政の置かれている状況をよく理解した上で、みずから進んでボランティア活動をしていただけるように啓発、呼びかけをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

No.28 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

No.29 ○7番(三浦桂司議員)

観光協会とか商工会、文化協会、社協など、下から盛り上げていくような機運に持っていかなければ、継続というのは難しい気がします。

予算を伴わない先行型で子どもフェスティバルを開催しましたけれども、妥協しなければならない部分と、妥協できない部分がぶつかり合うときがあるんです。幸いにも、やる気のある先生方ばかりで開催することができましたが、子どもフェスティバルの場合でも、予算があればと思うときがたびたび出ます。

予算がないとわかっているつもりのイベントでも、そういうことが出ますので、予算なしでお願いするときに、こんなやり方ならやめたいという声も、ちらほら聞こえてくるのが現状です。

検討委員会の中での議論にお任せしているようではありますが、私としてはまず実行委員会を核として構成して、各部会の方に加わっていただけるような委員会構成にしないと、不協和音が生じて空中分解してしまう。そんなような懸念をいたします。

市民が望んでいるまつりにならなければ、開催する意味はありません。開催委員会に一方的にお願いする、市民にお願いするのではなく、何遍も言うように、皆さんで盛り上げていくような方向にもって行っていただきたいと思えます。

厳しい提言になった部分もありますけれども、楽しい豊明まつりにしていただきたいとお

願いで、この質問は終わります。

木造住宅の再質問について。

「備えあっても憂いあり」というような時代です。阿野や大脇、館など、道路が狭くて、広げようにも広げられないような現状があります。このような地域に火災、大震災が襲った場合、対応に苦慮しております。

私の住む阿野地域は、特に区画整理などが頓挫して、救急車、消防車が入れないような道路が数多く残っております。そのような状況の中で震災が発生したら、どういう状況になるのか。援助者が入れずに、倒壊した家屋、それをただ傍観するような状況が頭をよぎります。

完全倒壊してしまうと道路も狭い、車も入れない。助け出す手段というのは、地域の人たちの手しかありません。完全に倒壊してしまうと助け出すことができないんです。だから、一部だけでも補強して多少空間ができれば、そこから助け出すことができるんじゃないかという思いから、提案させていただきました。

家屋の大きさとか2階建てとか、いろんな条件、形態がありまして、さまざまですので、どのような方法が望ましいかということは、まだ研究の余地があります。

しかし、居間とか寝室、ふだん1日の中で多くいる時間の部分だけでも、完全倒壊ではなくて空間ができれば、そこから助け出すことができるんじゃないかと思い、一部の耐震を提案させていただきました。

今3月、立上り消火栓を訓練しておりますけれども、立上り消火栓だけが頼りだという地域が残っているんです。この提案に対して、先ほどちょっとわかりづらい回答でしたので、前向きに考えているのかどうか、お尋ねいたします。

No.30 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.31 ○経済建設部長(山崎 力君)

耐震の一部でも、そういった補助の対象にしてはどうかと、こういうご提案だと思えますが、議員の申されるように一定の評価はするわけでございますが、今、私どもが進めておる耐震の内容につきましては、木造住宅、これは判定値 で申し上げますと、0.7 未満のものについては倒壊の危険がある。1以上にしていただくと一応安全であると、こういう評価でございまして、今、補助対象にしておるのが 0.7 からのもののでございまして、1以上にしていただくことを目的としております。

さらに昨年、0.7 未満のものから1未満までの補助対象にするということで、拡大をしております。

先ほど申されました一部ということでございますが、まあ有事のときに、今、家屋の中で

実際どこにおるとか、そういうことがわかりません。そういったことで、この補助体系につきましては、その家屋全体がつぶれないという目的でございますので、全体を1以上に上げていただくと、こういう補助体系でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

No.33 ○7番(三浦桂司議員)

住民の生命にかかわる問題ですので、うちの地域でいえば、区画整理をつぶした住民が悪いという声も聞こえてきます。しかし、その一言で片づけられる問題ではありません。

市長の答弁にも、今年度予算は市民の生活、財産を守る安全・安心、まちづくりをしっかりと守るというカ点の予算組みをされていると伺いました。ぜひ検討してくださるようお願いして、この質問を終わります。

時間がありませんので、公共施設の耐震化については昨日、中村議員のほうで質問いたしましたので、きょうは提案にとどめておきます。

賃貸アパート、マンションについても、非常に難しい要素を含んでおりますので、また具体的な質問を、いずれさせていただきます。

民間人の校長などは、まだ現状では難しいという回答ですので、これ以上質問はいたしません。しかし、豊明は他市の追認をするばかりではなくて、チャレンジするまちだということを見せていただきたいと思います。

もう一点、学級崩壊をしているクラスはないが、問題があるクラスがあるというような回答でしたが、今、子どもたちはわがままを言いまして、それを学校が押さえ切れないような状態にあると聞きます。

確かに、一部の子どもはわがままになってきています。それに対して怒らない、怒れない先生がおります。複合的で、一くくりにはできませんけれども、理不尽な要求をする親の姿を見て育っているのも、要因としてあるのではないのかなとは個人的には思います。

自分だけの価値観が正義だと、そんな人も存在します。教員の資質向上に努めていただくとしか言いようがありません。ノーモラルとか、ネグレクト、我が子中心、学校依存型とか権利主張型。最近特に増えているのが、似たもの夫婦でダブルモンスター型という方がおります。

学校側も少子化に伴って選別される時代になってきて、ちょっと弱腰になっていないかなというところがあります。30～40代の初めて学級崩壊が問題になった世代が親になっているという点も、個人的には感じる部分があります。愚直に取り組むより、うまく立ち回る方が楽だという、子どもはそれを注視しておりますので、豊明市内の学校は、頑張っている

先生をかばってくれるシステムになっているのか、問題を穏便に済ませようとしている体質ではないか、お伺いいたします。

No.34 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

青木教育長。

残り時間がわずかになっておりますので、簡潔にお願いいたします。

No.35 ○教育長(青木三芳君)

私が学校の質として高めていきたい、いや、高めなければならないと思っておりますのは、3つございます。

1つが教職員の質、それから学校経営の質、そして教育課程の質、この3つの質を高めることは外すことができません。

特に、教職員の質は、「教育は人なり」と言われておりますし、私自身、戒めとしております言葉として「百の施策より一人の教師」、これを肝に銘じております。

頑張っている先生、頑張っている子どもを、かばうというよりも守るということですが、守る体制等は、そういった取り組みの中でも進めているところであります。

それから、穏便に済ませるということではありますが、もちろん、その課題、問題の質によっては、子どもたちにとって穏便という、そういったまとめ方が大切なときもありますので、穏便だからよし、穏便だからだめというような、そういったことではないですので、一つひとつの事に当たって、子ども、それから保護者の方、学校、そして私ども、そういった方々等が一体となって、子どものためになる解決の道を考えていきたいなと考えております。

以上です。

No.36 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

No.37 ○7番(三浦桂司議員)

時間がなくなってしまいました。

いろいろあるんですが、最後にたまり場となっている生徒宅への指導方法だけ、私の思いだけを伝えて終わります。

家庭の事情とか経済的事情、さまざまな事情があって、今は道にそれている子どもたちがいます。個人個人で見れば結構素直で、人なつっこい子どももいます。これが集団にな

ると、悪さをしでかすケースがあります。けんかに強い者が強い男とか、容姿端麗の子がきれいな女の子だとか、そう思いがちな世代です。私もかつてはそう勘違いをしていたほうでした。

しかし、今は道にそれている子どもたちも、本当に強いのは、本当にきれいなのは、思いやりを持った人たちであるということに気づくはずです。偏差値の高い子どもたちだけが頭のいい子で、心豊かな子どもをはかる基準というものがありません。子どもはそれぞれに違った個性とか意見を持っています。それをうまく表現できるか、できないかで、大人は評価しがちです。百把一からげにしてはいけないと思います。

子どもたちの声が聞こえるまちにしたいと思います。子どもは花の種、慈しみ愛すれば、その花は咲く。大きく咲くか、小さく咲くかは問題ではない。咲かない場合、大人の責任が大きいと私は思います。

以上で一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、7番 三浦桂司議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前11時休憩

午前11時11分再開

No.39 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番 近藤郁子議員、登壇にてお願いいたします。

No.40 ○2番(近藤郁子議員)

議長のお許しをいただき、質問させていただきます。

初めに、相羽市長におかれましては、初めての予算編成に当たり、幾つかのマニフェストを実行すべく苦慮されたことと思います。

民間の感覚を求めた市民の新年度の豊明市の行財政への期待は、今までにない大きなものであることは否めません。

「民間」という言葉に合理性やサービスの向上、そして何よりさっそうとした迅速な行動力など、さまざまな思いが重ねられていると思います。市民が期待した、市長が経験してこられた民間の感覚を存分に発揮していただきたいと、切に願っております。

さて、豊明市は団塊の世代の「日本一住みよいまち」という評価をいただいたわけですが、市民にその実感がないことに対し、とても残念に思うわけです。

市民がこのような評価を喜べるまちにするために、行政と市民が一丸となれるよう、市職員の皆さんにリーダーシップをとっていただきたい。いえ、いただかなくては、市民サービスを売り物にしている行政が会社であれば、業績不振で倒産してしまうでしょう。

今回の一般質問の市長の回答からも、「マンネリ型の行政の改革」という言葉が聞かれました。本当のところ、職員の皆さんもきっとマンネリ化した仕事には、飽き飽きしているのに違いありません。

人事評価についても、昨日伺ったわけですが、SからDランクまでの評価の中で、最高のS、スペシャルのSがいらっやらないのは、昨年飛び抜けて頑張った方がなかったということでしょうか。Dランクの昇級のない1人は、どんな仕事ぶりだったのでしょうか。

仕事で評価されることは、次の仕事のステップになる重要なことです。まず、必要な職員の意識改革は、幹部職員である皆さんのリーダーシップにかかっているといっても過言ではありません。

市制 35 周年をかけて、マンネリ化してきたことを変えることができるかどうかは、時間ではなく、気持ち、意識だと思えます。

では、その思いを込めて質問に移らせていただきます。

初めに、中学生の海外派遣事業について伺います。

もう既に、何人かの議員が質問していますが、私なりの質問をさせていただきたいと思えます。

豊明市の予算カットに伴い、来年度の海外派遣に参加できる生徒の人数が削減を余儀なくされています。これも耐震工事を最優先にした予算組みであったこと、苦肉の策で 12 人にされたことを伺うと、本当は 18 人派遣したい事業だと感じております。

18 人が派遣する人数で最もよい人数であるなら、派遣事業が始まって 16 回を経過することも踏まえ、内容を精査し、人数を変えることなく、派遣できるようにする方法がほかにはないのでしょうか。

あわせて、事前の英会話レッスンなど、派遣参加生徒以外の希望生徒も参加できるようにはならないのでしょうか、お伺いいたします。

次に、市民への市政及び事業の説明、案内等のほとんどを担っている広報について伺います。

広報には、市民に理解しやすいこと、受け入れやすいものであることが不可欠だと考えますが、今の内容では大きく変わる制度など、理解しにくいと思えます。

例えば 20 年度の予算編成は、市民にとっては突然のカットの嵐で、うわさどおり夕張市の再来だと思っても不思議ではありません。財政が苦しいと言ったり、そんなに借金はないと言ったり、市民にしてみれば何がどう大変なのかわからないのが実情でしょう。

下水道料金が県下で2番目に安いという周知もなされていませんし、それが一般会計からの繰り入れで賄われていることはもちろんのこと、「起債の償還方法」という言葉で広報に掲載されても、見づらいわけです。

周知の手段も説明責任の所在も、広報掲載に片づけられているのですから、読みやすさは重要なポイントであるべきです。担当している現場の考えはいかがなものでしょうか、お伺いいたします。

続いてもう一点、普通自転車イコール軽車両の道路交通法の改正に伴う対策についてお伺いいたします。

自転車の暴走走行で死者が出ることもあり、何人かの議員からも自転車についての質問もありましたが、少し違う視点から伺いたいと思います。

昨年9月19日、道路交通法が改正施行され、その中に軽車両、つまり普通自転車にかかるものが今年6月19日までに施行されることで、改めて軽車両の道交法が再確認されることになりました。

6歳未満の幼児との3人乗りを取り締まるという内容でもってクローズアップされたわけですが、軽車両のドライバーとして道路交通法について理解しているかどうかと推測する中、まずもって普通自転車が軽車両であることを認識している市民は少ないと思います。

今回の改正で、幼児、児童は歩道を走ってもよいことになったわけですが、歩道の歩行者の妨げにはなってはいけません。このような内容も含めて、今回の道路交通法が改正されたことを受け、豊明市ではどのような対策をとっていくのかお伺いして、壇上での質問を終わります。

No.41 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.42 ○教育部長(野田 誠君)

中学生の海外派遣についてお答えさせていただきます。

豊明市中学生海外派遣事業につきましては、平成4年度から、数えて平成19年度が、今年度が16回目となります。

本事業開始以来、16年間続けてこられましたのは、引率の先生方、保護者の皆様のご理解、ご協力はもちろんのこと、市議会の皆様や市当局のご尽力のおかげであると考えているところでございます。

また、オーストラリアの皆さんのご理解、ご協力が得られなければ、ここまで、16年間も続けることはできなかったということも事実と考えております。

さて、20年度から派遣する中学生の人数を18人から12人に減らし、引率教員も3人から2人に減らすこととなります。

海外派遣の人数削減につきましては、一にも二にも耐震補強工事に予算を回すため、苦渋の選択として経費を削ることにいたしました。児童生徒の安全・安心に対する事業を最優先と考えた次第でございます。

ご質問にありました内容精査の件でございますが、内容精査により派遣生徒数は維持できないかのご質問ですが、保護者負担のこともございます。これまでも内容精査は行ってきておりますが、適切な予算となるよう今後も努めてまいります。

また、英会話レッスンに派遣生徒以外の参加もというご提案でございましたが、英会話レッスンは海外派遣の事前研修として、5月から8月までに6回実施するということになっております。限られた回数でありますので、ホームステイ生活を中心にしたプログラムによって行っております。

貴重なご意見ではございますが、実現するとなると、なかなか難しいものがあるのではないかと考えております。

海外派遣生徒人数は縮小いたしましたが大変意義のある事業であります。継続することこそが大切であると考えておりますので、今後も豊明市とシェパトン市との交流がより一層充実したものとなるよう、努力してまいりたいと考えております。

終わります。

No.43 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.44 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、広報についてご質問をいただきましたので、広報について回答を申し上げます。

議員の言われますとおり、広報は市政情報を市民に届けるパイプ役として重要な役割を担っています。1カ月から3カ月先の市政全般の情報を集約し、幅広い年齢層に対して読みやすく、そして親しみやすくを基本として発行し、各家庭には町内会長のご協力により配布されています。

今後も、市政の重点事業は行政用語などは極力避けまして、市民の皆様により理解していただくよう、工夫を凝らしながら紙面づくりを目指していきます。

また、月1回の発行による市政情報のタイムラグを補完する手段といたしまして、市のホームページ、それからケーブルテレビの10チャンネルの「情報ボックスとよあけ」を活用しています。

今後もインターネットの特性を生かしまして、市ホームページを活用し、見やすく、わかりやすいように充実するよう、目指していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

No.45 ○議長(堀田勝司議員)

山本総務部長。

No.46 ○総務部長(山本末富君)

それでは、自転車、軽車両道路交通法の改正後の対策について、ご答弁を申し上げます。

保育園が実施する交通安全教室において、保育園児、保護者及び老人クラブ等が行う交通安全教室において、道路交通法の改正についてもわかりやすく、市職員、地域安全監視員、警察署員が説明し、交通安全の意識の高揚、啓発に努めております。

各小中学校児童生徒への自転車の乗り方は、各学校が指導をしています。

また、高校でも自転車の安全な乗り方を学校独自で指導、周知しています。

市民には広報、ホームページに掲載し、道路交通法の改正、交通事故防止等を周知していきます。

今後も、交通事故の多発及び危険箇所の周知につきましてはホームページに掲載し、注意を図っていきます。

また、交通安全モデル地区では、その指定式においても、愛知警察署よりビデオや講話を通して、地域住民の方に対し交通安全の啓蒙をいたしていきます。

以上で答弁を終わります。

No.47 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.48 ○2番(近藤郁子議員)

まず、中学生の海外派遣につきましてですが、派遣メニューについては、もうこれ以上精査することはないということでしょうか。

同行したことがございませんので、その是か非かということについてはわかりませんが、内容については、今の時点でベストなものであるというふうに考えていいのでしょうか。

No.49 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.50 ○教育部長(野田 誠君)

海外派遣事業の行程関係につきましては、現在の12日間でベストと考えております。

内容精査をした上でのことですので、今の時点では、この行程につきましては、変更する

考えは持っておりません。

No.51 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.52 ○2番(近藤郁子議員)

その事業につきましてですが、豊明市の行う事業としては、少ない人数になればなるほど、特定の生徒への事業になりかねないと思うわけです。

豊明市が行う中学生の派遣事業という観点から、進歩的な考えで見直してみることをもう一度、今後お願いしていきたいと思います。

それと、例えば個人負担について、来年度で見ると15万円程度であるということですが、それを用意できない家庭もあるかと思えます。

豊明市で派遣するのに、親の都合で用意できないからやめるというのでは、余裕のある家の子どものための事業であると思われても仕方ありません。

例えば、所得にあわせて負担額を決めるとか、貸付金のような形をとるとか、方法を考えることはできないでしょうか。お答えいただきたいと思います。

No.53 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.54 ○教育部長(野田 誠君)

まず、所得に応じてということですが、市の負担が変わらないということであれば、所得の多い方が所得の少ない方の肩がわりをするということになるかと思えます。

一例を挙げるなら、今、議員が仰せの新年度1人当たり平均15万のご負担ということで、それをどういう形になるかわかりません。15万が20万になったり、あるいは25万になったりということにもなりかねませんので、ご趣旨はわかるんですが、現実問題、なかなか厳しいものがあるかと考えております。

それから、貸し付けにつきましては、今後の研究課題とさせていただきます。

No.55 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.56 ○2番(近藤郁子議員)

将来の進路を変えてしまうくらい有意義な事業だと思うと、なおさら希望者には機会均等を与えていただきたいと願うわけです。

その点からもう一点、豊明市在住の中学生の中には、私立の中学校に通う子どももいるわけですが、事前の研修に参加できるのであれば、参加してもよいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

No.57 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.58 ○教育部長(野田 誠君)

先ほどもお答えさせていただきましたが、事前研修につきましては、5月から8月までの6回。この中にはさよならパーティ、フェアウェルパーティの取り組み方についても、詳細なご指導をいただくということですので、行かれる方以外の参加については、なかなかそぐわないと考えております。

No.59 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.60 ○2番(近藤郁子議員)

今、私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが。

今、お伺いいたしましたのは、豊明市在住の中学生の中には、私立の中学校に通う子どもたちもおりますので、その子たちも事前の研修に参加できるという条件のもとで、募集をかけるということではできないでしょうかというお尋ねをいたしました。

もう一度、お答えいただくことができますでしょうか。

No.61 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

青木教育長。

No.62 ○教育長(青木三芳君)

市内の在住といえますか、私立の中学校に行っておられる中学生がどの程度いらっしゃるか、ちょっと私も今正確な人数はつかんでおりませんが、確かに今、条件としては3中学校に在籍、通っている子どもたちというような、そういったことを資格要件とさせていただいております。

そこからちょっとこの資格要件を変えてみるかどうかという、そういったことですので、今、私のところで、私個人としても、それについて「はい、右です、左です」というのは、ちょっとお答えしにくいですので、一度検討してみたいなと思います。

No.63 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.64 ○2番(近藤郁子議員)

いろいろと質問をしてみました、先ほどの英会話も参加する生徒だけでなく、希望する生徒に受けさせることができないかですとか、あと15万用意できない子どもたちにも、そういう参加できる機会を与えてもらえないかですとか、それに、私立の中学に通う子どもたちにも、参加させてもらえないだろうかということにつきましては、豊明市で育つ子どもたちに、できるだけそういった機会を、行くことができなくても、少しでもそういった経験ができないかという思いがございます。

そういった思いをもう一度、再検討の中に組み込んでいただけると、ありがたいなというふうに思います。

最後にもう一つ、耐震工事が終了した後は、再び人数を戻される予定でございますか。

No.65 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

青木教育長。

No.66 ○教育長(青木三芳君)

今回の本議会で、この中学生海外派遣等に、本当にたくさんの方からご質問をいただきました。

すべてのご質問等が、子どもたちを応援しようと、そういう心からのご質問等で、私個人としては大変ありがたいなというふうに受けとめております。

資格要件等の検討、それから先ほどいろいろご提案、ご提言等をいただいたことにつきましては、ちょっとこの20年度にすぐというわけにはまいりませんので、検討させていただきたいと思います。

それから、この耐震がすべて完了したらということは、私の個人的な願いとしては、思いとしては、ぜひ、ぜひに戻していただきたいなと考えておりますし、教育委員会としても努力をしてまいりたいなと思っております。

以上でございます。

No.67 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.68 ○2番(近藤郁子議員)

ありがとうございました。

続いては、広報について再質問させていただきます。

現在、とてもきれいな広報は、市民の楽しみでもあると思います。きれいな広報も、それはそれでいいところはあると思いますが、今後、財政難で予算カットですとか、事業縮小を市民に訴えていくときに、高価なカラー刷りでは説得力に欠けるとは思います。いかがでしょうか。

No.69 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.70 ○企画部長(宮田恒治君)

広報の発行につきましての経費を抑えるということは、確かに重要なことだと思います。

ただ、もう一つ広報の使命として、いかに市民の方にわかりやすく伝えるかというのも、広報の使命でもありますので、経費の抑制については、今後とも研究していきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

No.71 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.72 ○2番(近藤郁子議員)

県の広報の一つが、ここにあります。これは、愛知県として道路特定財源が必要であるとし、それを県民に訴えるものですが、内容はさておきまして、何が言いたいか、伝えたいか、とても見やすく、わかりやすくできております。

必要ですとか、あと、大変ですとか、そういったことが、すぐわかりやすくできております。

広報の役目というのは、今、財源が豊かで、いつもどおりの、毎年同じようなことが続けられているときならば、まだきれいな見やすいものも必要だと思いますが、この期に当たって、今回縮小されましたいろんな事業につきまして、市民にわかりやすく説明を入れていただきたいと願っておりますので、できましたらカラー刷りよりも、わかりやすい言葉を使って、わかりやすい紙面の構成を使ってやっていただきたいなと思うわけです。

これからの豊明市でも何のアピールも感じない説明ではなく、施策を理解し、協力を認める内容も必要ではないかと思いますが、これは早急に変えていただくことができるかどうか、お伺いいたします。

No.73 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.74 ○企画部長(宮田恒治君)

広報は月1回の発行になっています。月1回のために今、広報の総ページ数は平均しますと32~33ページという、かなり膨大なページ数になっております。

その中に、いろんな記事を多く詰め込め、市民の方にお知らせしたい記事が多くありますので、どうしても一つの記事当たりのスペースが限られてきます。そのため、それを補完するためホームページ、あるいはCCNet テレビの「情報ボックス」で、今後も掲載していきたいと考えております。

以上で終わります。

No.75 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.76 ○2番(近藤郁子議員)

一つ、決まったものを動かすということは、とても至難のわざだと思っております。

広報も今の形になりまして、ずいぶんたっていると思いますので、それをまた新たに組みかえるとかというのは、とても大変なことだと思っておりますが、やはり今はどういったことをしているか。

ましてや、市民は民間の感覚の市長を選んだわけですから、できるだけわかりやすく市民に訴えかけてくれるだろうという期待が、随分と込められております。できましたら、市長が20年度に予算を編成されました、いろんな苦慮された部分も含めて、説明をする責任が広報にかけられていると思っております。

ですから、広報も時代の流れで、さま変わりをしてよいのではないのでしょうか。それをする時期というのは、いつまでたってもこのままでは変わりません。どうぞこの機会に何とか変えていただくような検討をしていただきたいと思います。

では、続いて次の質問をさせていただきます。

先ほどの自転車につきまして、軽車両につきまして、とてもびっくりいたしましたのは、昨日の新聞ニュースで、6歳未満の幼児と3人乗りを取り締まるはずの道交法が、母親たちの猛反発にあって、安全確保ができる自転車であればOKと報道がされたことがございました。

それでも3人乗りが危険であることには違いはありません。20年度の施策も安心・安全を最優先してということ、市長の口からも聞いておりますので、これは市の施策でなくて、警察のする仕事かもしれませんが、忙しい母たちは、3人乗りをすることを最優先に考えたわけでございます。

そういう状態で、豊明市の中で自転車が乗り回されていく状態を、豊明市としてはもう少し何らかの措置をする必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

No.77 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.78 ○総務部長(山本末富君)

道路交通法に関係する部分がございますので、市独自で特別な方策というのは、こういった面では非常に難しく思います。

ただ、改正後ですね、例えば3人乗りが、今の段階では許可になるのかどうかわかりませんが、こういった情報を市民の方にいち早く正確にお伝えすると、そういった面では市も努力すべきと考えております。

No.79 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.80 ○2番(近藤郁子議員)

この道交法が変わるということで、先ほども申し上げましたように、幼児ですとか児童が歩道を走ってもいいことになりました。

ただ、幾ら幼児、児童であっても、例えば高齢者が歩道を歩いていて、それにぶつかってけがをさせた場合、先日ニュースでございました、東京でだったと思いますけれども、その当たりどころが悪くて死亡してしまったと、そういうことが年に何件かあるというふうに伺っております。

そういった悲しい事件が豊明市で起こらないようにするために、危険道路の点検ですとか、歩道が狭いですとか、そういったところもできましたら、幼児といいますと保育園、幼稚園ですね。そして児童に関しましては小学校、そして幼児、児童が歩道を走りますと、中学生、高校生は、どうしても歩道を走らざるを得なくなってしまうと思いますけれども、そういった危ないところなどの点検を、ぜひとも豊明市でもやっていただきたいと思います。

歩道を走ってもいいという標識を皆様、ご存じでしょうか。ブルーで親子が手をつないでいて、そこに自転車が書いてある。それもうんと高いところに標識があるわけです。とてもとても幼児、児童、小学生の目に届くところではないというふうに感じました。

そういったところに、できましたら豊明市独自で、ここからここまでは歩道を通りましょう。人が歩いていたら、歩きましょうというようなことも、看板に書いていただくようなことは、していただくことはいかがでしょうか。できますでしょうか。

No.81 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.82 ○総務部長(山本末富君)

その看板、市独自の看板ということであれば、可能性はありますけれども、一応検討を試みたいと思います。

No.83 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.84 ○2番(近藤郁子議員)

ありがとうございます。

看板をつくるのも予算の要ることだと思いますが、ただ命を守ることは、市民にとって一番のことだと思いますので、できるだけお考えいただきたいと思います。

いつの時点から財政が厳しくなると認識されていたのでしょうか。基金が取り崩されて底をつくのは、時間の問題であったことは明確であり、だれの目にもなし崩しであったと映ることは、避けて通ることはできません。

今までとまらなかったマンネリ感覚が、そうさせたと言っても過言ではありませんが、ピンチはチャンスです。市制 35 年間、なかなか変えることができなかった行財政改革をするチャンスにして、市職員の意識改革がなされて、市民協働の力をかりることができれば、名実ともに「住みよいまち日本一」になることができると思います。

運よく、まだ借金が少ないということですので活性化政策を考え、自主財源が生めるような状態になることを、やわらか頭になって、一丸となっていかなばならないと思います。

たくさんのお願いをいたしました。これをもちまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

No.85 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、2番 近藤郁子議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時41分休憩

午後1時再開

No.86 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

13番 前山美恵子議員、登壇にてお願いいたします。

No.87 ○13番(前山美恵子議員)

では、発言の機会をいただきましたので、壇上より質問をさせていただきます。

まず、一番最初の質問、後期高齢者医療制度の改善を求めて質問をいたします。

後期高齢者医療制度は、後期高齢者だけを被保険者にした世界でも初めての医療制度であり、いよいよ4月からスタートしようとしています。老人保健法に変わって新設された後期高齢者医療制度は、財政的な理由を最優先にした制度設計のため、高齢者の暮らしと健康に、そして地域医療に、そして地域社会そのものに大きな影響を与えることが予想さ

れます。

さて、2月13日に中央社会保険医療協議会が診療報酬の改定案を示しました。その中で、75歳以上の医療を差別、制限する別立て診療体系が盛り込まれています。高齢者の診療報酬を今までの出来高払いから包括払いにすることや、慢性疾患を管理する医療機関を1カ所に限定することで、75歳以上の高齢者が医療にかかりにくくなる内容です。

このことは、高齢者の療養の機会を著しく制限するだけでなく、健康維持、疾病予防についても深刻な状況が生まれる医療改悪であることから、この制度の中止を求める世論の広がりは当然ともいえます。

そうとはいえ、この医療政策のもとで、広域連合との兼ね合いもありますが、本市でできる限りの改善をしていかなければ、高齢者は耐えられなくなってしまいます。

そこで、1点目から質問をします。

後期高齢者医療の保険料の軽減策は、各自治体が後期高齢者医療の枠外で軽減策を講じることは自由であり、広域連合としては関知しないと、厚生労働省も自治体独自の減免や軽減策を認めております。とりわけ、後期高齢者医療制度は保険料を年金から強制的に天引きをし、しかも滞納者には今まで除外されていた資格証明書が発行されることとなります。もうこれ以上働くことができない高齢者に対して、介護保険料と医療保険料の平均月額約1万円の負担は余りにも酷と言わざるを得ません。

そこで、東京都の広域連合は、保険料の軽減策と低所得者の軽減を決めました。また、千葉県のパ安市も1人当たり一律1万円助成する施策を決めました。本市もこのような検討に入られるよう、ここに求めるものです。

2点目として、これまで老人保険制度で医療を受けていた65歳から74歳までの障害者や寝たきりの人も、4月からは後期高齢者医療制度の対象になり、自動的に後期高齢者のほうに移されますが、本人が申請をすれば後期高齢者から脱退することができます。

ところで、この65歳から74歳の高齢者が後期高齢者医療制度に加入をすると、医療の窓口負担は、後期高齢者福祉医療制度で医療費は無料となりますが、後期高齢者から脱退をした場合、障害者医療費無料制度から外されてしまい、70歳から74歳までは当面1割負担ですが、2割負担となり、69歳以下は3割負担となります。

そこで、後期高齢者を選択しない65歳以上の障害者の取り扱いについて、東京、神奈川、大阪、兵庫など多くの都府県で障害者医療制度の対象として認めるとしました。残念ながら、愛知県は認めない方向を打ち出しています。

そこで、本市の65歳以上の障害者が、後期高齢者を選択しなくても福祉医療制度が受けられるような対策を講ずることが必要ではないでしょうか、見解をお聞かせください。

3点目の質問は、後期高齢者から保険証を返還させ、資格証明書を発行する事務は、市町村の職員が担うこととなり、いつも市の職員がづらい思いを持ちながら資格証明書を手渡すこととなります。

ところで、一たん資格証明書が発行されると、その影響は現在の国保を

滞納している住民にも波及してくることが考えられます。そのためにも、後期高齢者に資格証明書を発行させない対策などを講じる必要があるではないでしょうか、お聞かせください。

2つ目の質問に入ります。

特定健診、特定保健指導を従来型の基本健診のように充実を求めて質問をします。

これまで自治体が住民に実施をしてきた基本健診は、住民の健康保持、病気の早期発見、治療を目的としてきましたが、この4月から始まる特定健診、特定保健指導は、その最大の目的を医療費削減としていることから、内臓脂肪型肥満や生活習慣病の問題が指摘をされると、治療の前に保健指導への誘導が行われることとなります。そのため、疾患の早期発見がおろそかになる可能性があります。

また、特定健診や保健指導の実施機関が各保険者になることから、さまざまな問題が起きるのではないかと危惧するところであり、その点について質問をいたします。

1点目として、先の12月議会でも質問をしましたが、健診項目にかかわる問題です。

確かに糖尿病が悪化し、さまざまな合併症で経済的にも肉体的にも負担が多くなることを考えれば、メタボ対策の保健指導も歓迎はできますが、内臓脂肪型症候群のための腹囲を重視する健診の一方で、貧血や心疾患、腎臓機能障害など、その他の病気を発見する検査は「医師の判断に基づき選択的に実施をする」項目に変わってしまったり、検査項目そのものから外されてしまいました。

メタボ症候群を優先する余り、他の疾患の見落としをすることがあってはなりません。そのため、例えば血清クレアチンを特定健診に組み込む自治体も出てきました。要は従来の健診項目を行っていけば、疾患の早期発見、治療が行えることにつながるのです。当局のご答弁を求めるものです。

2点目として、特定健診の目玉がメタボの予防改善です。保険者は腹囲の測定を軸にメタボの加入者を見つけ出し、保健指導を行うことが義務づけられました。ここで実施率や保健指導の改善率が悪い保険者については、特定保険料の加算というペナルティーが科せられます。ペナルティーを恐れる余り、差別が起きるのではないかと考えるところです。

国保には、加入者の受診状況がレセプトで集約をされています。国保加入者の医療費データや受診データ、収納データの突き合わせが可能になることから、厳しい財政状況にある本市の国保が、生活習慣病と診断されている加入者に受診券を発行するかどうか心配であります。

また、国保税の滞納者も、健診については不利益をこうむることになりはしないかと懸念するところであり、この点について十分配慮をされるよう求めるものであります。

3つ目の質問に入ります。

高齢者に十分な介護サービスの保障を求めて質問をいたします。

1点目の質問、介護保険の改定が2006年4月から実施されております。この改定で、軽度の高齢者から介護サービスの取り上げや、給付の適正化の名のもとに国が各自治体

に給付削減を競わせることが始まり、全国的にも生活援助サービスの切り捨てが始まりました。こうした背景があつて、日本共産党は緊急要求として、軽度者からの介護サービスの取り上げの中止と介護サービス取り上げの行政指導の中止を要求してまいりました。

ところで、昨年12月20日に厚生労働省から、同居家族があるからといって、一律にサービス提供を拒否しないようにという事務連絡の文書が出されております。同居家族がいれば生活援助は無理ということが、事業者やケアマネジャーの間では定説になっており、サービスを打ち切られる高齢者が出てきたからです。事務連絡には「同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に介護給付の支給の可否を機械的に判断しないように」と、行政指導を戒める内容であります。

そもそも「介護の社会化で家族から解放」というキャッチフレーズで発足をした介護保険が、同居家族を理由にサービスを拒否するのは自己否定につながるものと考えます。

本市でも、事務連絡にあるように、サービス事業者や関係団体に周知すべきと考えますが、いかがでしょうか。ご答弁ください。

2点目の質問は、市内の老人アパートの問題です。

寝たきりを含む高齢者をアパートに入居させ、デイケアに通所させることなどをうたった老人アパートで、医療や介護放棄が起きているとの通報があり、緊急に対処していただくよう、県の監査指導室や厚生労働省にお願いをいたしました。

その後、調査に入っていただいておりますが、この問題が老人福祉法や介護保険法でも踏み切れない状況にあり、困難さがありますが、国や県とも連絡を強めて対処されるよう、ここに求めておきます。

また実態は、有料老人ホームでありながら単なるアパートとして登録されている例は、全国至るところで存在すると思われれます。国に対して法の整備を求めるとともに、今後高齢者を取り巻く環境、とりわけ療養型病床群の削減や、病院の追い出しなどで生まれる介護難民を受け入れる、このようなアパートが急増する背景があります。この悪循環を断ち切るためにも、国に医療改革法の中止を要請されるよう、ここに求めるものであります。見解をお聞かせください。

最後の質問、原油高騰に対する緊急対策について質問をします。

投機マネーの暴走などを背景にした原油価格の異常な高騰が続き、ガソリンや灯油など大幅に値上がりして、関連して食料品も値上がりをするなど、市民の暮らしに深刻な影響を与えています。

日本共産党国会議員団は、社会の格差と貧困が広がるもとの、一層の苦しさを増す住民の暮らしと中小業者などの営業を守るため、昨年の12月4日、国に申し入れを行いました。国際的な投機を規制するルール確立や、エネルギーの安定供給を始め、福祉灯油の実施や、中小業者などへの負担軽減策などであります。そのため政府は、原油高騰・下請け中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議を開き、「原油高騰に伴う対策の強化についての基本指針」をまとめました。

これを参考にして、全国でも原油高騰から住民の暮らしと営業を守る取り組みが広がっております。本市でも、同様に苦しんでいる住民や業者が存在するのですから、取り組まれるよう、1点目から質問をいたします。

灯油の値上げは高齢者、障害者を直撃しており、寒くても暖房費を節約して健康を害する人も生まれていますし、生活保護者の方は、灯油代が高くなったので1カ月 2,900 円では足りない、ストーブを我慢して日中でもふとんの中にもぐっていると訴えられております。

ところで、「原油高騰に伴う対策の強化についての基本指針」には、寒冷地における生活困窮者対策など、地方公共団体の自主的な取り組みへの支援等に、生活困窮者に対する灯油購入への助成など、地方公共団体が自主的に行う対策の経費には、特別交付税2分の1の措置を講ずることになっております。

政府は、寒冷地に限らず、全国どこの自治体でも申請があれば交付するとしています。そのために、既に1月 25 日では 665 市町村、現在では 689 市町村が、この福祉灯油に取り組んでおります。本市でも生活困窮者、高齢者、障害者世帯、母子・父子家庭などに福祉灯油の実施をされるよう求めるものです。

また、福祉施設の暖房費の高騰分も助成されることをここに求めておきます。

2点目には、中小業者や農業者の問題です。

原油の高騰、原材料の値上げでダブルパンチを浴びています。施設園芸農家では、重油が高騰をして冬場の収入が全部飛んでいってしまうと訴えられています。クリーニング業界も不況で落ち込んでいるときに原油高が重なり、この機会に廃業される業者もいるとお聞きをしています。

今、この苦しいときを頑張っている中小業者や生産者に対して、引き続き事業を続けられるような支援策が必要だと思われませんが、当局の見解をお聞かせください。

以上で、私からの壇上の質問を終わります。

No.88 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.89 ○市民部長(後藤 学君)

前山議員のご質問のうち、市民部の所管に関する4点についてお答えをいたします。

まず、後期高齢者医療制度の改善を求めてというご質問のうち、保険料の軽減策をいうことですが、本市の場合は、広域連合から示された保険料は、これは全体の平均であります。国保に比べ2万円近く低い試算になっておりますので、現在のところ、そうした軽減策を実施する考えはありません。

なお、浦安市の助成制度ですが、浦安市は高齢者の割合が低いため、豊明市とは逆に、国保から後期高齢者医療への移行に伴い、保険料が高くなる。そういう特殊性があ

り、その差額分を給付費として助成しているというふうに聞いております。

それから次に、65歳から74歳までの障害者の方が後期高齢者医療制度を選択しない場合の市単福祉医療制度のご要望であります。確かに議員の言われるように、後期高齢者医療制度に加入しないことも選択でき、そうすると愛知県の福祉医療助成を受けることができなくなります。その医療費負担を市単独で助成することは、ご要望の趣旨はよくわかりますが、当市の財政状況から厳しいというふうに考えております。

なお、他県では助成するところもあるというふうに聞いておりますので、まずは県が助成するように市町村の担当課長会議等で求めていきたいというふうに思います。

次に、3点目の資格証についてであります。後期高齢者医療制度は市町村が保険料徴収及び窓口事務を担当することから、保険料徴収に関連した資格証明書も市町村が発行するというようになっております。

しかしながら、市では、未納者に対しての納付相談というのを重要な機会ととらえ、その方の生活状況をよく聞いた上で、分納を含めた対応をしていくことが重要というふうに考えております。

広域連合も同様の見解を示してきておりますので、双方でよく連携をし、議員が言われるように、保険料の未納だけをとらえて一方的に資格証を発行するというようなことのないように、これは十分配慮してまいりたいと思います。

なお、国保におきましても、払える資力があながら払わないというような、特に悪質なケースを除いて、資格証を発行しないとする考えは同じであります。

それから、4点目の特定健診、特定保健指導に関するご質問は、生活習慣病と診断されている人を差別したり、国保税の滞納者が不利益をこうむるというようなことがないよう、十分な配慮をというご要望でございますが、特定健診、特定保健指導は、健診の受診率等が国の示した目標値に達しない場合、後期高齢者医療に対する支援金を加算して支払うこととなり、国保財政にとって大きな負担となってきます。

このことから、より多くの人に健診を受けていただき、保健指導の対象となった人には、差別するどころか、むしろ保健指導をしっかり受けいただき、生活習慣病を少なくしていかなければならないというふうに考えております。

そして、既に生活習慣病と診断されている人に対しても、これまで同様、改善に向けた医療への勧奨や保健指導を行っていきたいと思います。

したがって、健診等に対して、国保税の滞納があるという理由で制約をするというようなことは全く考えておりません。

以上で答弁を終わります。

No.90 ○議長(堀田勝司議員)

寺嶋健康福祉部長。

No.91 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

それでは、健康福祉部に関連するお尋ね、3点ほど順次回答いたします。

最初に、特定健診、特定保健指導を従来型の基本健診のように充実を求めての項目の中でございますが、この平成20年4月から「高齢者医療の確保に関する法律」により、生活習慣病の徹底予防を図るという目的で、特定健診の実施が義務づけられたものであります。

議員がおっしゃったように、従来の健診と大きく異なるのは、尿検査の潜血がなくなり、心電図、眼底検査、貧血検査は、前年度の検査内容を参考に医師が判断していくという方法に変わります。

尿検査の潜血は腎機能を検査するためのものであります。尿検査のたんぱくと糖は実施いたしますので、尿たんぱくの陽性が続くようであれば、医療機関で詳しく調べていただくことで、対応していただきたいというように考えております。

したがって、平成20年度においては、国の示した検査項目で健診を実施していく考えでございます。

続いて、高齢者に十分な介護サービスの保障ができるようにということで、2点お尋ねをいただきました。

議員が壇上でおっしゃったように、厚生労働省は、昨年12月20日付の各都道府県の介護保険主管課長あてへの事務連絡で、「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取り扱いについて」ということで、「同居家族の有無のみを判断基準として、一律に介護給付の支給の可否を機械的に判断しないように」という指導がございました。

市では、この啓発を図るために、本年1月の定例のケアマネ会議において、この情報を提供し、厚生労働省の趣旨の徹底を図りました。今後も図ってまいります。

次に、もう1点の老人アパートに係るお尋ねでございますが、老人アパートは介護保険施設ではなく、その実態を把握することは大変に困難でございます。厚生労働省は、平成18年4月、老人福祉法の改正を契機として、老人アパートから有料老人ホームとして把握に努めてきました。

しかしながら、有料老人ホームとしての実態把握についてもなかなか困難な点が多く、愛知県においても昨年21カ所の有料老人ホーム施設が、まだ無届けになっているというように聞き及んでおります。

ご質問の施設も、当然有料老人ホームに該当するのではないかと考えられますが、現在愛知県が有料老人ホームへの届け出を指導しているところでございます。したがって、市としては、今後も愛知県と協力してこの動向に注目してまいりたいと思っております。

それから最後に、原油高騰に関するお尋ねでございますが、原油高騰に対する緊急対策としての福祉灯油につきましては、議員がおっしゃったように、灯油の消費量が多い寒冷地の北海道、東北地方、北陸地方の自治体を中心に、助成が実施されている状況は承

知しております。

しかしながら、その寒冷地と比べて比較的温暖な本市においては、このいわゆる福祉灯油を実施する考えはございませんので、ご理解いただきたいと思ます。

以上で終わります。

No.92 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.93 ○経済建設部長(山崎 力君)

原油高騰に対する緊急対策ということで、2つ目のご質問にお答えをしたいと思います。国の基本方針が策定されまして、それを受けまして愛知県でも緊急支援策として、原油・原材料高対応資金の新設を行ってまいりまして、このような支援策等を市のホームページ等でPRするとともに、国や県の動向を見ながら、パイプ役として相談に応じていきたいと考えております。

終わります。

No.94 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.95 ○13番(前山美恵子議員)

では、最初のほうから再質問をさせていただきます。

後期高齢者の軽減策であります。私が紹介いたしました浦安市との比較をご答弁としてはされました。千葉県と愛知県の広域連合の保険料を、私もちょっと調べて比較してみたいんですけども、千葉県は愛知県と比較しても、今、千葉県は平均して8万 1,000 円です。愛知県は9万 3,000 円です。もともとこれを比較することが、どだい無理であるだろうというふうに思うんです。

経済的に大変だというのは、保険料が愛知県のほうが高いわけですから、そういう点で軽減策は、この法律の中に盛り込まれている以上、やはりこういう低所得者、生活困窮者が存在する限り、求めていかないといけないのではないかと。私を申し上げたいんですけども、愛知県の広域連合の保険料9万 3,000 円の中に、愛知県は葬祭料とか、健診料とか、審査手数料、財政安定化基金、これは本来なら国保の一般財源として、公費として国保では認めていたところが、後期高齢者のところでは保険料に組み込まれているということで、これが保険料にかかってきているわけですので、せめてこの分くらいは公

費ですとなると、大体月額 800 円弱の経費が保険料から削減されるのではないかということをおし上げております。

高齢者の方の生活状況について、これはもう一つお伝えをさせていただきたいんですけども、介護保険料と、それからこの後期高齢者の保険料がセットでかかってくるわけです。

現在、豊明市の場合、75 歳以上の方で介護保険料を滞納されていらっしゃる方が、もう既に 39 人いらっしゃいます、特に年金収入が 80 万円以下の本当に生活保護基準以下の方、こういう方も介護保険料を払い、今度の後期高齢者の保険料も払うということになっておりますが、滞納されていらっしゃる方は 16 人で、この中で一番多い階層なんです。

このところを手当てしないといけないのではないかというふうに思うんですけども、公費で何とかならないか。それから県に、広域連合についてこれを公費で見ろということ強く言っていけないか、この点についてお聞かせください。

No.96 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.97 ○市民部長(後藤 学君)

後期高齢者の中には所得の低い方がたくさんおみえになっておりまして、非常に大変であろうということはよく承知をいたしております。

ただ、今までの大部分の方は国保から後期高齢者のほうに移っていかれるんですが、国保では低所得者の軽減割合6割と、それから4割でした。今回のこの後期高齢者医療のほうに移行されますと、6割軽減の方が7割軽減、それから4割軽減の方が5割軽減、それからさらに、今まで軽減のなかった方が2割軽減というように、軽減についてはかなり拡充がされてきております。

それでも納めることが非常に厳しいという状況の方は、全体でこの軽減を受ける方が、豊明市の場合まだちょっとデータが出ておりませんが、全国平均で 38%、約4割の方が軽減を受けざるを得ないというような所得状況の方だというふうに聞いておりますので、非常にたくさんおみえになることは承知しておりますが、今申し上げましたように、後期高齢者医療制度で軽減策はむしろ従来よりもよくなっているということがありますので、実態についてはもう少し様子を見たいというふうに思います。

No.98 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.99 ○13番(前山美恵子議員)

この軽減策について関連してくるのは、後期高齢者の3番目の資格証明書との関連が密接だから特にやらないといけないんですが、今回、私も75歳以上の介護保険料の滞納の方のを出していただいて、むしろ後期高齢者の減免よりも、介護保険料の減免をしないといけないと思うんですけども、本市の場合、介護保険料の減免がされていないものですから、かなり生活が苦しいんですね。

特に高齢者の方が、この間、増税に次ぐ増税が行われました。公的年金控除が縮小されて、それから老年者控除が廃止されて、住民税非課税限度額、これが20年度を最後に3分の1廃止をされて全廃されます。それと定率減税の廃止、それによって多くの、何百人でしょうか、非課税の方から課税世帯になって、介護保険料もどんと上がってというところで、今、高齢者の方は苦しい状況にあるということです。

資格証明書との関係で言えば、非課税のひとり暮らしの方は、医療費の無料制度が愛知県の場合ありますので、これに合致する方はいいんですけども、世帯としてこういう払えない低所得者の方、ここが多分問題かなというふうに思うんです。

ですから、様子を見てみるというお話ですので、こういう方が出られたときに、やはり本市として軽減策というか、手厚い支援策をしていただきたいと思います。

2番目の問題ですが、診療報酬の改定が、ついこの前改定案が示されたんですが、この診療報酬の改定案のところには、検査とか画像診断が新たに新設をされたんですね。それで、薬とかリハビリとか注射とか、これは診療報酬の包括制のところから外されたので、思ったよりは軽くなった。

月額6,000円、本人負担600円までで打ちどまりというのが思ったよりよかったということで、これから十分な検査を受けようと思う人が、この後期高齢者のところに入っていると、病気の発見、それからさまざまな診断ができないのではないかとというふうで、そういう方は今、後期高齢者のところから脱退をしてもいいし、また入ってもいいし、自由になっておりますので、その十分な検査を受けられない人について脱退をした場合に、それはそんなに数はないと思うんですけども、財政的には許されるのではないかなと思うんですが、今後の様子を見てこういうことは検討していただけるのでしょうか、お願いします。

No.100 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.101 ○市民部長(後藤 学君)

65歳から74歳までの障害者の方の医療の問題ですが、75歳以上の新しい診療報酬体系のもとでは十分な医療が受けられない。したがって、この障害者の方については、そこ

から脱退をしてということでありますけれども、もしその75歳以上の医療が、もしと言いますのは、国のほうからは、今度の診療改定で従来よりも受ける医療サービスが低下することはないと、厚生労働省からそういう話もきておりますので、我々もどういふふうにかんがえたいのか、ちょっと戸惑うところがあるわけですが、仮に今おっしゃったように75歳以上の医療に制限があつて、それでそこから脱退をした方に、この福祉給付金制度をということですけれども、そういうことになりましたと、障害者の方はほとんど皆さん新しくできた制度のほう、市単独でそういう制度をつくりますと、そちらのほうに移って見えるということになるんじゃないか。

試算をしてみますと、それは試算すると4,400万円もかかるというような金額も出ておりますので、その辺のところは苦しいところかなと思っております。

いずれにいたしましても、国が制度を変えて新しく始まることですので、中には大変な状況になる方もおみえになるかもしれませんので、こちらのほうももう少し様子を見ないと何とも言えないかなと思ひます。

それと、基本的に市の立場としては、ほかの県のように、県がこのことについてはきちんと対応すべきことだと思ひますので、それは県のほうにしっかりと申し上げていきたいといふふうにかんがひております。

No.102 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願ひます。

前山美恵子議員。

No.103 ○13番(前山美恵子議員)

診療報酬の改定については、厚生労働省が、医療が制限されるというのは誤解だと宣伝するように地方自治体に言えといふことを言っているようです。そういう情報は私たちのほうにも入っております。

ただ、私たちが住民の立場でこれを見た場合に、やはり医療機関を1カ所にしないといけないとか、今まで出来高払いだったものを包括払いにする。もともと後期高齢者のほうへ、この75歳以上の人たちを移さなきゃいけない。同じならわざわざ移すことはないわけで、今までどおりのことを受けさせればいいんですが、これをわざわざ移すといふことは、その目的は差別化のところにあるわけですので、そのところでやはり不利益をこうむる人が出てくることは確かでありますので、そのところを見ておいていただきたいと思ひます。

これを県で、当然でして、ちょっと毎日新聞の情報によりますと、全国四十幾つの都府県の中で、愛知県を始め6県くらいがこれをやらないといふ冷たい県政であるといふことが浮き彫りになっております。

ですから、県に求めていくことは当然であります、やはり市でこういう市民が発生しないように今後も様子を見て、そういうときには機敏な対応をしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

特定健診のほうに入りたいと思います。

これについて、特定健診がもともと今までは早期発見、早期治療だったところが、まずはメタボ症候群を発見して、その数値を下げさせていくのが目的で、全く目的が変わりました。

ですが、住民はそういう感覚ではないので、毎年のように例年のごとく、保健センターへ申し込みをされていきます。それで、内容が変わったということをご存じないので、潜んでいる病気が発見されない可能性があるということを、私は指摘したいわけでありませう。

まず一つは、私も壇上で申し上げました血清クレアチニン。今、尿たんぱくでカバーできるのではないかというお話でしたが、専門家にお聞きをしましたら、血清クレアチニン自体でしかわからない病気が潜んでいるということなんです。

これがそのまま医者目の目にもかからず、これがそっくりなくなってしまうところに問題があるから、まだ私も情報をたくさん集めてはいないんですけども、やはりこの血清クレアチニンを項目の中に入れたということが出始めているんです。

一宮とか、東京の小金井市とか、やはりそれは住民の早期発見のところに、メタボ症候群を発見するんじゃなくて、隠された疾患を発見するためにそういうふうにご項目を充実させたと思うんですけども、これについて、本市でこれを、例えば血清クレアチニンをなしにして、住民の健診がきちっとカバーできるというふうにお考えでしょうか、お聞かせください。

No.104 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.105 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

まず、今回の改正については、住民の方にも十分周知を図ってまいります。制度が大きく変わったということで、安易に毎年ではなくて、この制度が変わったということで、検査項目も変わったということで周知をしてまいります。

それから、この検査項目自体が変わったことについては、国の中でもいろいろと議論されて基準を決められたわけございまして、任意でその市の状況に応じて実施されるというようなことは、今後も情報を収集していきたいと思っておりますけれども、本市としては、今回の尿検査の潜血につきましては、尿検査のたんぱくと糖を実施することで、まず第一段階検査をさせていただく。それが尿たんぱくの陽性が続くようであれば、医療機関で詳しく調べていただくということで、対応していきたいというふうにご考えております。

以上です。

No.106 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.107 ○13番(前山美恵子議員)

尿検査で異常があったら医療機関で詳しくというふうで、血清クレアチニンでしかわからない病気は、どこでその医療機関に詳しく検査をしていただくんですか。血清クレアチニンだから偶然わかるわけですよ。ほかの項目ではわからないというものが、その本人がどう自覚して医療機関で詳しく検査することができるのかということが問題ではないかなというふうに思うんです。

血清クレアチニンを1項目入れておけば、ここで偶然見つかったものが医療機関で詳しくなるというのが本来の筋ではないかなと思うんですが、どうですか。

No.108 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.109 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

いろいろな検査項目すべてということではいきませんし、今、議員がおっしゃったのは尿検査のクレアチニンということですが、市といたしましても、国・県の指導の基準、それから当然この医療機関方式、集団方式で実施するわけですが、地元の医師会の先生ともご協議した中で、今回はこの検査項目で実施するというように決めております。以上です。

No.110 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.111 ○13番(前山美恵子議員)

前回のときも質問をしたときにちょっと申し上げたんですけれども、厚生労働省の中でいろいろ議論をされたときに、医師の専門家のところはこのクレアチニンを入れなきゃいけないという声が多かった。けれども、厚生労働省の方向は早期治療、早期発見じゃないもの

ですから、メタボ症候群の発見のほうに変わっているものですから、やむなくこれは落ちたというんです。

けれども、地方自治体はそうはいかないと思うんです。やはり豊明市に住む住民の健康、病気を発見することを目的にしないといけないというふうに思うんです。だから、項目としてこれを追加すれば、どなたかの潜んでいた病気が発見できて、早期に治療ができた、これが目的ではないかと思うんですが、どうですか。

No.112 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.113 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

いろいろな検査項目につきまして今回決まる経緯についても、議員がおっしゃったように、国の中でもいろいろな議論があったというふうには聞いております。が、最終的には今回、この検査項目で平成 20 年度は実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

No.114 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.115 ○13番(前山美恵子議員)

あくまでも、今年度 20 年度はもうこれでというふうなんですが、本来なら、もう当初予算が計上されて当初には間に合わないけれども、これは重大な問題なので、途中ででも補正を組んでやっていただきたいなというふうに思うんですけれども、さっきも言われていたように自覚症状がないわけですから、密かに腎機能、これは腎機能が衰えていくというのは、高齢者は徐々に衰えていきますので、それが自覚症状が全然なくて、それを放置しておけば腎炎とか慢性腎炎とかにかかわってくるわけですので、平成 20 年度は無理にしても、21 年度に向けて今年 1 年、これは検討をしていただけるんでしょうか、この点についてお聞かせください。

No.116 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.117 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

新しい制度で、すべてベストということではなかろうかと思います。すべてのこの検査項目についても、毎年検証をしていきたいと思います。

以上です。

No.118 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.119 ○13番(前山美恵子議員)

では、毎年見直しの際にぜひとも入れていただきたいと思います。

保健指導のほうに入りますけれども、40歳以上の男性というのは、約半数がメタボ症候群とか予備軍だと言われているんですが、そうすると莫大な数の人が結局保健指導を受けなきゃならない。もうそれは到底無理だろうということで、抽出をして、ここで自治体を選ぶのは、やはり支援金のペナルティーという問題があるので、都合のいい人を選ぶ可能性は高いというふうに関心されているんですけれども、こういうことがあってはならないと思うんです。

それから、これでこの健診を受けて、3つのランクに分けて、いろいろ運動をしたりとか、カリキュラムを組んでいくわけですが、こういう予備軍、それから発見された人については、まず治療のほうを最優先にさせていただきたいと思うし、そういうことではまず受ける人、それから保健指導をする人、こういうところで恣意的な選別があってはならないということを私は申し上げました。そういうことがないということで、よろしく願いをしたいと思います。

介護保険については、ちょっと後回しにさせていただきます。

福祉灯油について、寒冷地が中心だったからということですが、寒冷地といっても、これは全国一律に使えるんだよということを国は後で国会で答弁をしました。

それで、豊明市の場合、温暖な地域なので関係ないのではないかというふうで控えたんですが、私も申し上げましたように、生活保護の人の高齢加算が大体2,900円くらいで、1缶、今もうどんどん上がっていますので、1カ月に2缶買えない状況です。

そして、生活保護者の人は劣悪な住環境にあるものですから、日当たりの悪い住宅にお住まいです。そうすると、1日中ストーブをたかなきゃいけないけれども、ストーブの灯油代が高くて、やむを得ずふとんの中にもぐって動かないようにしているという状況があるんです。

そういう方のために、今でもまだ間に合いますので補助をされたらということで、徳島が

生活困窮者に対して、徳島全域全体でもうこれは取り組みを始めまして、1世帯に対して2,000円です。ですから、1カ月約400円ずつ補助をするということで、何とか灯油代の高騰、高くなった分についてはカバーできると思うんです。

豊明市の場合、例えば生活保護者の方に、これくらいの援助ができるのではないかなというふうに思うんですが、どうですか。

No.120 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.121 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

生活保護の方のいわゆる冬季の加算額につきましては、本市の場合はお一人2,670円、お二人の場合は3,460円、3人の場合ですと4,130円ということで加算をしております。

これは、保護世帯の方は11月から3月までの冬季加算が暖房費として支給されているという状況でございますので、まずはこれで対応させていただいているということでございます。

以上です。

No.122 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.123 ○13番(前山美恵子議員)

到底これは、灯油は1カ月に2缶買えませんよね。その状況で、1日ストーブをたいていると2缶でも足りないくらいですので、先ほど言いましたように、高齢者、それから高齢者で生活保護を受けていらっしゃる方は、老齢加算が1カ月に1万6,600円くらい、もう既になくなっております。もう食費を削ったり、お風呂へ入る回数を少なくしたり、それでこの暖房が追い打ちをかけている、そういう状況に陥っているわけですよ。

そういう生活実態が豊明市でもあるんじゃないですか、そういう実態をつかんでいらっしゃるのでしょうか。こういう冷たい市政ではやはり住民の人は暮らせませんので、今後、もうそろそろ春なので、この点についてはまた、来年度に向けてきちっとしていかないといけないと思うんですけれども、中小業者の方と農業生産者の方、石油はじわじわと上がってきてまして、例えば農業者のハウスに使う重油なんか、3年前は1リットル40円だったのに、今は1リットル80円で、これも去年の11月くらいには60円くらいだったのが80円に

なってしまって、この間で1カ月5万円も余分に出費が要ったということで、それで資金繰りが大変。

クリーニング屋さんも、溶剤なんかでも去年の倍近く上がっている状況の中ですけれども、支援策として融資なんかを国は出しているんですけれども、1つはクリーニング屋さん、それから飲食業の方に、国が新しい融資を設けるといふふうに打ち出しているんですけれども、確認をさせていただきますが、これは確実でしょうか。

No.124 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

時間が少なくなっております。簡潔にお願いします。

山崎経済建設部長。

No.125 ○経済建設部長(山崎 力君)

ただいまのご質問ですが、国のほうでは国民生活金融公庫の枠をつくったということを知っておりますが、詳しい内容については、平成20年度からということを知っておりますので、今月末か4月にならないと詳しいことはわかりませんので、そこら辺は注視をしてみたいというふうに思っております。

No.126 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.127 ○13番(前山美恵子議員)

私もクリーニング屋さんに行ったんですが、「今回こんなのができそうだ」と言ったときに、ちょっと楽しみにというか、期待を持っていらしたんですが、運転資金として融資をつくったのは今回が初めてで、ぜひとも使いたいと。設備のほうはほとんど返済が終わっていてもこれ以上いいというふうであっても、やはり借金がいろいろあって資金繰りが大変だという場合に、この運転資金を使えるという話なんですね。

やはり業者のほうとか、それから生産者のほうでもいろいろ条件が違ってきます。その抱えている問題があります。やはりどのくらい困っているか、それからその業者の人がどういう要求を持っているか、これをきちっとつかんでいくことが必要だと思うんですけれども、この点についてしっかりと取り組んでいただければいいのでしょうか。

No.128 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
山崎経済建設部長。

No.129 ○経済建設部長(山崎 力君)

できる限りアンテナを高くして情報収集してまいりたいと思います。
終わります。

No.130 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
前山美恵子議員。

No.131 ○13番(前山美恵子議員)

「地域活性化対策」というふうによく言われる言葉なんですけれども、地域活性化対策というのはこういうとき、本当に一番困っているときほど、こういう対策をやはり支援していかないといけないと思うんです。

今の融資、新しい融資、それから新たに融資を借りられる方もいらっしゃいますし、それから借りかえをされる方もいらっしゃいます。そういう方を応援するために、本市は保証料の補助をしておりますが、最高でも10万円で打ち止めなんです。そろそろこれも改善の時期にきていると思うんですけれども、やはり活性化対策としてこれを検討していただけないでしょうか、お願いします。

No.132 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
ほとんど時間がありませんので、簡潔にお願いします。
山崎経済建設部長。

No.133 ○経済建設部長(山崎 力君)

ただいま言われた融資分については、今の原油の融資ということとはちょっと意味合いが違いますので、活性化対策ということであれば、そういう観点からも研究はしてまいりたいというふうに考えております。
終わります。

No.134 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。
前山美恵子議員。

No.135 ○13番(前山美恵子議員)

すみません。最後に、介護保険のほうの1点目の同居者の関係なんですけれども、私も厚労省の交渉に立ち会ったときに、松阪市が、この事務連絡をされていても、やはり監査のほうが許さないということがあったりして、かなりもめていたことがありまして、一度その事業所に監査が入ると萎縮をしまして、サービスのプランをつくるのを控えるという傾向が強く出ているということです。

だから、これは一度言ってもなかなか改まらないということで、今後これについてもきちっともう一回周知するなり、それから手控えがあるのではないかということで、同居者の家庭については見直しをしていっていただきたいんですが、どうでしょうか。

No.136 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
時間がありません、簡潔にお願いします。
寺嶋健康福祉部長。

No.137 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

今後も、ケアプランについては指導してまいります。

No.138 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、13番 前山美恵子議員の一般質問を終わります。
ここで、10分間休憩といたします。

午後2時1分休憩

午後2時11分再開

No.139 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。
5番 榊原杏子議員、登壇にてお願いいたします。

No.140 ○5番(榊原杏子議員)

議長のお許しをいただき、一般質問を始めさせていただきます。
初めに行革について、第4次行革の総括と第5次行革の前倒し項目、今後についてお伺

いをいたします。

これまで、折に触れ行革について質問をしてきておりますが、第4次のまとめが終わったということで、改めて連続性を持った行革という視点から幾つかお聞きをしてみたいと思います。

行革の第1次は昭和の時代にもさかのぼり、それから間をあげながら昨年度で終了した第4次まで重ねてきたわけですが、第4次が終了すると同時に、本年度第5次行革がスタートし、長期の大綱のもとに3年ごとのアクションプランを策定して、間をあげずにつないでいくことになりました。

第5次は、行財政改革の財の部分に重点を置き、過去の答弁によりますと、大綱は財政健全化が達成されるまで生き続けるそうですから、それまでの間、言うなれば毎年行革という体制に入ったことになります。

そのこと自体は悪いことではありませんけれども、そうなると、3年ごとのまとめをする前に次のアクションプランをつくって始めてしまうことになりますので、直近のプランで未実施、先送りとなった項目や取り組みが十分でなかったもの、引き続き検討していくべき事項などはどこへいつてしまうのか。総括をする中で浮かび上がってきた新たな課題については、どこで取り組んでいかれるのかということが不明確です。市長がかかって新たに取込むことになったものについても同様です。

これらのことについて、具体的には第4次の総括は第5次行革の第2次アクションプランに、現行の第1次アクションプランの総括は第3次にというふうに、一つ飛びのものに盛り込んでいくのか、それとも現行のものの毎年の見直しの中でつけ加えていくのか、どのような方法をとっていくのか、お聞かせください。

また、第4次のまとめをした中で、十分に取組まれなかった項目と理由についてもお聞かせください。

第4次行革のまとめについては、節減額を新たな施策に振り向けるという観点でつくられておりますので、節減額のみにとられるのはいけませんけれども、それにしても額については目標の2億5,000万余に対して実績が1億と少し、50%にも到達できませんでした。

3年間で大幅に見込みの狂う事態が発生したのでなければ、そもそもの目標額の積算の間違いとしか考えられません。この理由について、行革推進委員会の中では定数管理の削減額の目標見込みに対し、少子化対策等行政需要の対応に臨時職員の賃金を多く要したこと等と報告をされています。

つまり、定数管理による職員給与の抑制効果の額から、その分増えた臨時職員の賃金を差し引くという手法が第4次行革で初めて行われ、そのことによって見かけ上の金額が減っているということになります。人件費総額で考えようというふうに変ったのだと理解をしておりました。

ところが、第5次の行革になると、これがまたもとのとおり賃金は換算しないように戻っているわけです。なぜその時々で削減額の上げ方が変わるのか、不可解なので説明をいた

だきたいと思います。

さて、現行の第5次行革第1次アクションプランのほうでは、次年度実施予定の数多くの項目に加えて、補助金の削減を1年前倒しして行うとのことで、市長は昨日「大変心苦しいが」とおっしゃいましたが、あえてここに着手されたことはご英断と思います。

ただ、補助金については、多くの自治体で見直しが必要とされながらも、思い切った改革が進まず苦勞されてきた歴史があり、今から8年ほど前に我孫子市が行った補助金の全面見直しが大変注目を浴びたことから、それにならう自治体が関東圏から続々と全国へと拡大していった流れがございます。

我孫子市の行った見直しについて簡単に説明をいたしますが、まず、すべての市単独補助金を一たんゼロ、白紙にした上で、改めて補助金が欲しい団体を公募し、新たな団体も含めて応募のあったものを、第三者機関である補助金検討委員会で基準に従って採点、審査をし、歳費を決めます。

ここで、不採択となったものについては、公開ヒアリングという場が設けられ、再度アピールすることができ、復活のチャンスがあります。

認められた補助金についても、最長で3年間とし、2年目の応募では2年間、3年目の応募は1年間ということで、4年目にはまたすべてを一回白紙に戻し、同様に全部の公募で審査をします。これを3年ごとに繰り返すのが一連の流れです。

この見直しは、単に削減だけを意図したものではなく、本当に必要なところに適切に補助金を出すことが目的であって、既得権益を排除し、補助金のあり方についての新しい認識を共有することにつながりました。

いわく、市がその団体の活動を評価しているあかしとして出すものではない。活動内容がすばらしく自立して活動できる立派な団体には補助金は出さない。内容はすばらしいが自立には一歩及ばない団体に対し、自立に向けた支援として一時的に出すものだという認識であります。

今回、さまざまな補助金について10%の削減を求めたというふうな説明を聞きましたが、こうした一律カットの手法では、必要性を吟味した上での見直しという効果が薄く、結局、またいずれ同じ課題に向き合うことになるため、我孫子方式に切りかえるという自治体が多く出てきています。より効果の高いゼロベースの全面見直しを目指すべきではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

また、補助金もそうですが、行革の中でも委託や使用料の見直しなど、多くの部署に及ぶものについては、それぞれの所管で検討をするのではなく、全体として統一した基準、目線をもとに判断する機関を設けて行うべきと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

2点目の質問です。男性の家庭参画を推進する施策について伺います。

男女共同参画という言葉も耳慣れたものとなりましたが、女性の社会進出は少しずつでも進んできたのに対し、男性の家事、育児、介護など、家族的責任への参画は大幅に遅

れているとされています。

女性の労働時間や共働き夫婦の割合がどんどん増えていても、男性の家事従事時間は一向に増えず、「男は仕事、女は家庭」とされてきた固定的性別役割分担が、さらに「男は仕事、女は仕事も家庭も」、さらには「育児も介護も」と姿を変え、より一層女性の負担感が増している現実があります。

昨今、育児については、積極的にかかわりたいと考える男性も若い世代に増えていますが、休暇や残業の免除で時間を確保しようにも、とても言い出せる雰囲気ではないと感じたり、上司から「出世はあきらめたのだな」と言われるなど、職場風土や周囲の偏見などに阻まれることが多いようです。

男女共同参画の意識啓発に関しては、男女間に意識の差があらわれてきており、女性に対しての働きかけや支援もさることながら、男性の側の意識啓発を進めていかないと、認識の違いから生ずる衝突が激しくなる一方です。

そこで、市職員に対する働きかけ、市内企業への働きかけを通じて、社会全体の意識改革を推進するため、男性が家庭参画をする機会を増やす具体的取り組みについてお伺いをいたします。

男性の育児休暇取得率を向上させ、当然の権利として社会に認知をさせ、取得しやすい環境を整えていくため、まず公務員から率先して取得するよう促す動きが出ています。

広島県三次市では、1歳6カ月までの子どもを持つ全職員を対象に、2カ月の有給休暇取得を義務づけています。群馬県太田市では、男性職員に対し、60日までの育児有給休暇制度を設け取得を進めています。当市においても、男性職員の育児休暇取得を促す取り組みが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

介護休暇についても、男性が取得しやすいよう取り組みを求めます。

育児、介護は、その状況にある人だけの取り組みとなりますので、全男性職員への取り組みとしては、広島市が実施している家事等参画協定を紹介しておきます。

これは家庭内で話し合い、参加者が行う家事等の内容を決め、誓約書のような形式になりますけれども、家事等参画協定をその家庭内で作成する。そして、毎日の実施結果をチェック表に記入をしていき、1週間ごとに自己評価と家族の意見も添えて市に提出するというものです。月単位でアンケート調査票も提出します。

一部の職員に対して実施して結果を見たところ、男性職員の家事等参画の促進と意識の変化を促す上において有効であると認められたため、男性職員は7,000名ほどいらっしゃるそうですけれども、全男性職員に対し、拡大実施をしていきたいということです。

チェック表や協定の様式などをホームページで提供し、市民に対しても「各家庭で職員と同様に取り組んではどうですか」というふうにお勧めをしています。

実施する部署にとってはそう手間もかからないと思いますし、特に啓発が難しいと言われる50歳代以上の男性に対しても大変有効な施策と思われるので、ぜひ同様の取り組みを進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

最後に、次世代支援育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について。

労働者 301 人以上の企業に義務づけられており、豊明市も事業者として計画をつくっていますが、300 人以下の企業についても努力義務となっています。この中に男性向け施策も盛り込んだものを策定するよう、市内企業に対して呼びかけてはいかがでしょうか。計画策定の状況を把握していましたらお知らせください。

以上で、壇上での質問を終わります。

No.141 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.142 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、榊原議員からの行革に関する項から回答させていただきます。

まずは、企画部所管の部分だけについて回答させていただきますので、お願いいたします。

この中で質問は、第4次行革の総括と、それから残った問題点はどうか引き継いだか、それから市長の意向はどうするかということと、それから第4次行革の人件費のことをどう取り扱ったかということとありますので、この点について回答していきます。

まずは第4次行革の総括であります。第4次行革と第5次行革は、簡単な行政改革を進めるため、連続した取り組みとなっています。

4次3年間の実績については、より一層の行政改革が必要という認識であり、この前提から第5次行革の取り組みを直ちに始めたところであります。

第4次行革の対象期間で実現に至らなかった事項は、構造改革特区の認定、それから業務委託化の検討などがございしますが、いずれも期間中の取り組みとしまして実施をしてきました。

構造改革については、行政改革推進委員会においても積極的に取り組み、個性的なまちづくりを展開するようご意見をいただき、この中で幾つか検討を行ってきました。

どのような検討をしてきたかといいますと、特区の申請には至りませんでしたけれども、協議の段階では年度をまたぐ予算執行について、それから幼稚園バスの地域内交通のあり方について、それから有機循環推進事業等についての地域再生計画の協議を行ってきました。

その後、行政サービスの向上を目的として、公共コンビニを使った窓口業務の拡大については、特区の申請までいきましたが、残念ながらこれを認可されるまでには至りませんでした。

このような検討作業の中で、市の課題を明らかにして、さらに調査研究を進めていきます。必要な事項は今後も検討作業を進めていきます。

それから、もう一つの業務委託化検討につきましては、指定管理者制度研究会で公共サービスのあり方を検討してきました。サービス提供の主体を検証する作業は引き続き行っています。最も適した行政運営となるように努めていきたいと考えています。

それから、市長の考えをどうするかということですが、第5次行政改革大綱に基づくアクションプランは、毎年実績が行政改革推進委員会によって進行されていきますので、必要に応じた見直し等がなされる仕組みとなっています。特に市長の政策を反映した取り組みという点についても、この過程を経て行革の実施事項となるものと考えております。

それから、人件費の変更した理由はということですが、第4次行革の目標は、目標額が約2億5,000万円でしたけれども、それに対しまして実績は約1億強といったところであります。これは、先ほど議員も言われたように、目標額の立て方が人件費に臨時職員を加えるなどの点がありました。

第5次行革においては、国の示した枠組みに沿った集中改革プランとも整合した目標設定をいたしましたので、人件費と臨時職員の経費については分離した考えをとっております。臨時職員にかかる経費は物件費で見えています。第1次アクションプランの目標額に計上しているのは人件費のみですが、臨時職員にかかる経費の節減についても今後検討していくこととなります。

それから、第4次にあって第5次にないものはどうするんだということですが、大綱の領域としては、第5次は行政経営の市民協働について視点を置いております。より第4次を包括した上で充実した規定になっていると思います。

第4次にあって第5次にない事項はどうかということもありましたが、これは実施済み事項だということをお願いしたいと思います。

それからもう一つ、今度は男性の家庭参画を促進する施策について回答を申し上げます。

このうちの最初の質問の男性育児休暇取得率を向上させるという質問に回答いたします。

市では、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を総合的に推進しています。このため、豊明市特定事業主計画を平成16年度に策定いたしました。

この中に、榊原議員のご指摘のように、子どもの出生児における父親の休暇の取得の促進及び育児休業等をしやすい環境の整備等について示しております。しかしながら、本市では現在男性が育児休業を取得しているという実績はございません。

男女共同参画にかかる男性の家事、育児、介護への参画が遅れている中、公が率先し、範を示すことによって、その効果が民間へも波及するものが期待できると思います。

他の自治体では、男性職員と家事等参画協定を締結する取り組みを始めたとも聞き及んでおりますし、また育児のためのお父さんに対する特別休暇制度を創設した事例も承知しております。

今後は、こうした他の自治体の取り組みを参考に研究を進めていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

No.143 ○議長(堀田勝司議員)

山本総務部長。

No.144 ○総務部長(山本末富君)

それでは、補助金関係につきまして、総務部のほうからお答えを申し上げます。

補助金の削減につきましては、第5次豊明市行政改革大綱に掲げた「平成21年度から10%を目標に削減を図る」を前倒しし、できるところは平成20年度からの実施をお願いいたしました。

10%の削減は一律ではなく、あくまで目標でありますので、今回の補助金削減の中には、逆に10%以上のものも多々ございます。

なお、今回は補助金削減に外部委員を入れての審査を行うことなく、各担当課が主体に取り組んで決定をしました。

前回の補助金等の見直しは、第2次行政改革大綱に基づき、平成11年2月に補助金等の適正化について諮問を受け、5人の外部委員、うち2名が女性でございますけれども、からなります補助金検討委員会が1年をかけ、平成12年の3月に答申をしたもので、その中に「今後の補助金等のあり方は、この諮問を一つの契機として補助金の整理にみずから取り組まれることを期待するものであり、行政として一歩踏み込み、それぞれの補助金について検討を加えることを切に要望する」との答申を尊重したものでございます。

また、委託料や使用料の見直しにつきましては、重要な事業の見直しと同様、今回は第4次総合計画策定時にできました、市全体の重点施策を検討する機関でございます経営戦略会議において検討を加えました。

以上で終わります。

No.145 ○議長(堀田勝司議員)

寺嶋健康福祉部長。

No.146 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

男性の家庭参画を促進する施策のうち、健康福祉部所管についてお答えいたします。

ご質問のあった労働者300人以下の市内企業の策定状況等については、特に把握しておりません。

以上です。

No.147 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.148 ○5番(榊原杏子議員)

行革から再質問いたします。

まず、第4次の行革で取り組まれなかったというか、十分でなかったものの中で、特区についてですけれども、まとめを報告したときの行政改革推進委員会の議事録によりますと、「特区の取り組みが薄かったのではないか」というようなことを指摘されまして、「引き続き研究する考えにある」というふうに答えています。

また、委員の方からは「たくさんの意見を聞きながら、こういう特区の取り組みを進めるべきではないか」というふうな意見もあったようであります。

特区の検討は、内部の職員で検討をされたと思いますけれども、今後も引き続き取り組みをされるということでしたら、それをどういった体制でやっていくのか。

あるいは前に、6月の答弁だと思えますけれども、市長が「市民からアイデアを募集するアイデアオリンピックのようなこともやりたい」などという話もあったと思うんですけれども、そういった形で市民の意見を聞きながら、この特区の検討を進めていく考えがあるかどうか、お聞きします。

それから、委託の検討委員会ですけれども、指定管理者の検討をしたという話でした。第4次の実績の中で指定管理者の研究をしたのは、それで報告をまとめていますけれども、委託についての横断的な見直しの機関、検討委員会を設置する予定だったのが、できなかったということが書かれております。

委託化の検討については、経営戦略会議でやったというふうな答弁もありましたけれども、新たに委託するものを経営戦略会議でその都度かけていくという話ではなく、今ある委託についても、各課の交渉努力によって値段を下げているものとか、そういうものが出てきていますけれども、各課ではなくて委託全体を見渡すそういった組織、第4次で取り組まれようとしてできなかったというふうになっているものは、引き続きそういった組織をつくってやっていくことを目指すべきではないかと思うんですけれども、その辺のお考えはないのでしょうか。

まず、その点についてお願いします。

No.149 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.150 ○企画部長(宮田恒治君)

まず、1点目の特区のことですけれども、先ほど言いました公共コンビニについては、第4次行革の後についても引き続きずっと検討した事項でもあります。ですから、まだ特区については、第4次行革が終わったからもう考えないということではございません。ずっとこれからも検討していく事項でもあります。

それから、市民の皆さんから意見を聞いたかどうかということや、それから行政内部でもいろいろ検討してはどうかということでもあります。

行政内部につきましては、こうした特区の案内がきますと、各課へ通知をいたします。そこでいろいろな課題が出てきますと、またそこで委員会等を開いて、その中で特区の中身を申請していきたいと考えています。

それから、もう一つの委託化の検討については、第4次行革のときは指定管理者のことに特化して一応研究してきました。その研究結果は多分、榊原議員もごらんになったと思いますが、そのような委託化についてはそういう結果になりました。

それからもう一つ、委託化は最終的には第4次行革の中でも結論が出ていない部分がありますので、これは第5次行革の中でもさらに委託については検討すると、大綱の中にもそれが含まれておりますので、第5次行革の中で起こした委託化も検討していく考えであります。

以上です。

No.151 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.152 ○5番(榊原杏子議員)

ですので、引き続き検討をされることはわかりますけれども、その体制をどうするのか、そしてそれを行革の中でどこに書いてあるのかというか、どこでそれを担保していくのか。引き続き取り組みを続けるというところを、どういうふうに記していくのかということになると思うんですけれども、毎年行革について見直しをして、進行管理をして、市長の考えも盛り込んでいくということになりますと、でしたら、その第4次のまとめから浮かび上がってきた、引き続きこれは検討が必要だというような取り組みについては、第5次の第1次アクションプランの中に毎年加えていくのか。それとも次の第2次プランのほうに盛り込むというふうな方針なのか、それを壇上でお聞きしたんですが、お願いします。

それから、委託の検討についても、補助金のこともそうですし、いろいろなところで、人事評価の話でも昨日も少しあったと思いますけれども、目線、基準の統一ということがないと

非常に不透明であるとか、公平性の面で疑問を持たれやすいということがあります。

なので専門の、委託なら委託を検討する部署なり組織なりをつくって、やっていくということが必要なのではないかなということを行っているわけです。

電算関係については、今度情報システム課でまとめていくわけですね。それと同じように、やはり横断的に見渡す目線というのは、各課ではなくて委託全体を見渡して判断する組織をつくらうということで、第4次に盛り込まれていたのではなかったのかなと思うものですから、そういう委員会をつくるのか、それとも組織を変えて、そういう担当部署を設定していくのかということを検討されませんかとお聞きしたいと思います。

それから、補助金についてですけれども、10%が目標だから、10%以上もあるということでした。10%以下もあるわけですから、一律に10%を目標にお願いしますという、一律というのがどこにつくのかの話ですけれども、何パーセントというのは必要かそうでないかということと別のことですので、削減を求めていく、10%を目標にお願いします、それでは補助金の意味は何なのかということとかけ離れてきてしまいます。

前の見直しのときに、「みずから取り組みというふうに要望されたから」というふうにおっしゃいましたけれども、時代が変わればその補助金の必要性というのも変わってくる。既存の団体に既得権化してしまうのではなくて、もっと新しい需要にこたえるための活動をしている団体にもそれがいくようにということで、補助金をゼロベースで見直すところが増えてきているわけです。

みずから取り組むということもありますけれども、みずから取り組んだのでは絶対にメスが入らないところに、一回ゼロベースにして外の人に、しがらみのない人に見てもらおうということで効果が生まれるということを知っています。こういった検討についてはされましたでしょうか。

前倒してやったということですから、その後の取り組みとして、また補助金は抜本的な見直しが必要になるのではないかと思いますけれども、その際には、こういった一回ゼロにするという大胆な改革は検討されますでしょうか、お願いいたします。

No.153 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.154 ○企画部長(宮田恒治君)

行革の推進につきましては、プランに書いてあることしかやらないというものでは当然ございません。プランに書いてなくても行革を進めるというのは、それは市の姿勢でもあります。

ですから、先ほど言いました、市長の考えもまだプランの中に入っていませんが、それは市長の行革の考えがありましたら、その行革プランの中にどんどん取り入れていきま

す。

そしてその結果は、年度末にこうした結果を行革委員会に公表し、そして市民の皆さんにもその結果を公表していきたいと思っています。

それから、委託の関係を横断的に考えているかということですが、これからどんどん職員が減少していく中で、行政としては事務の効率化、そして事務をアウトソーシングしていかなければならないと考えています。当然、そのためには計画づくりが必要だと思っておりますので、こうしたアウトソーシング計画も今後策定の中で検討をしております。

以上で終わります。

No.155 ○議長(堀田勝司議員)

山本総務部長。

No.156 ○総務部長(山本末富君)

補助金の見直しの件でございますけれども、今回の見直しも必ずしも10%にこだわったものではなくて、あくまでもその補助金の内容といいますか、性格、そういったものを総合的に判断していただき、もう既に使命が終わったような補助金などは大幅にカットをする。

あるいは逆に、最近のNPOであるとか市民活動、そういったようなところには、平成18年度から市民活動推進補助金、こういう補助金が新しくできました。

平成19年度、本年度もそこに40万円の新しい補助金もつけておりますので、新しいのはそういった中で取り入れ、古いほうを、どちらかといいますと、外部の委員の方は中立公平な立場で見るというメリットもございますけれども、内部の職員がある面一番実務に精通した部分もありますので、外部団体等の中身を一番よく知っている部分で、そこで判断もしていただきたいというふうに考えました。

以上で終わります。

No.157 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.158 ○5番(榊原杏子議員)

プランに書いてなくても進めるということですが、第4次の行革と並行して集中改革プランが進められまして、委員会で報告を見ていまして二本立てになってしまっていた。こっちの行革ではこれだけ減って、こっちの行革ではこれだけだよということはすぐわかりづらいわけですね。次にどんどん取り入れてくる、報告をするときに、行革に書

いてある中ではこれだけです。そのほかにも新たにこれをやりましたというふうに別立てにすると大変わかりにくい。

一昨日からの一般質問の中でも、市の状況をわかりやすく報告すべきではないか、市民に知らせる必要があるんじゃないかという視点がたくさんあったと思いますけれども、そういった意味からも、間に合うものに関しては行革の中に含めて、その一体としてやっていくということがやはり必要ではないかなと思うんですけれども、ちょっと大変だろうとは思いますが、1年ごとの見直しの中で、そういう新たな項目についても、つけ加えていくという考えはあるかないかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、その次のプランを策定していくに当たりまして、行革の大綱がずっと生き続けるというふうに聞いておりますけれども、その中に新たに財政推計が載るようになりまして、大綱の財政推計については、ただやはり実際に年を経っていくと毎年ずれていく部分があると思います。

既に大綱を策定した時点での推計等ですので、不交付になった影響ですとか、平成19年、20年予算などとも比べていくと、2年間でですけれども、人件費についても、扶助費についても読みと違って来る。このくらい増えると見込んだのが、もっと増えるように実際は推移しているとかというずれが必ず出てくる。

もう既に出てきていると思うんですけれども、そういったことについて、特に第5次の行革については必要な分を埋めるための金額設定をしているはずですが、足りない分の11億を3年間で捻出するんだというような立て方をしているわけですので、そうすると財政計画の推計のほうも、大綱だからとほっておくのではなくて、やはり修正が必要になってくると思うんです。

逆に、でなければ行革の目標額、少なくとも次の第2次アクションプランの策定に当たっては、目標額を設定することが不可能だと思うんですけれども、前の推計を使って目標額を設定しても意味がないもんですから、こういった推計の見直しについても考えをお聞かせいただきたいと思います。

No.159 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.160 ○企画部長(宮田恒治君)

まず、プランが第4次、それから集中改革プラン、それから第5次行革プランと、一時期3つのプランが同時並行に進むことになっていました。これを極力まとめようとしたのが集中改革プランと第5次改革プラン、これを一緒にしてまとめたのが第5次行革プラン。先ほど、最初の答弁の中で「集中改革プランの計画をそのまま引きずって第5次行革プランをつくった」と言いましたのも、こうした理由であります。

それから、財政推計の中で、大綱の財政推計は決算額に基づいて10年先まで推計したものであります。10年先ですからかなり大ざっぱといいますか、社会情勢、いろいろな制度の変革等は全く見ておりません。平成17年度の財政が、もしそのまま維持していくとなるとどういう状況になるかということ、ここで市民の皆様にも公表したものでありますので、必ずしも現実と合っているかといいますと、合わなくなる可能性もあると思います。

それから、第2次アクションプランのときにはどうするかということですが、第1次アクションプランの3年間の結果を見まして、また今度、第2次アクションプランを策定するときには、その財政推計がどう変わったかによって、またプランの組み立て方が変わってくると思います。

以上で終わります。

No.161 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.162 ○5番(榊原杏子議員)

結果を見て第2次をつくるのではなくて、第1次の進行中に第2次をもう策定するわけですから、そのもととなる数値に関して変更があれば、今の時点でもう変更があれば、それは変更を盛り込んでいかななくてはならないと思うんですけれども、そのスケジュールについてお聞かせいただきたいんです。

それから、補助金の見直しについては、市長の数々の答弁の中で「いろいろな事業の総点検の中で、過去は一たん切って、過去から継続してくるものも一たん切って見直す必要がある」ということを何回か言われていたと思います。一回ゼロにしてやらなければ進まない改革もあると思いますので、次回の見直しの際には、そういった手法をぜひとも参考にさせていただきたいと思います。

それから、行革の中でずれが出てくる部分ですけれども、昨日も多少ありましたけれども、下水道料金の値上げ、これが平成20年度から実施になっていまして、行革の中では2億5,200万円という数字が上げられております。

それで、この今議会に出てこないということになると、周知の期間を考えれば、今議会でも1年分にはきっと間に合わないんじゃないかなというふうに思いますけれども、行革で予定しているよりも遅れているということにほかならないわけですね。まだ出す環境にないですとか、事務の都合だというふうに昨日おっしゃいましたけれども、どういった事務の都合でこれが遅れてきているのか。

また、これは繰上償還とも関連してきまして、健全化計画というのはもう既に発表をされている。その中で使用料の値上げが来年度1億近い、9,500万円の収入増を見込んでい

るわけです。そういったものを出している。それを前提として繰上償還が認められている。であるのに、値上げの予定が全然示されていないというのは非常に整合性に欠けるわけです。

まして、その計画どおりに進まないということであれば、過去にさかのぼって返還請求されるという可能性もあるというふうに聞いておりますけれども、この下水道料金のずれというか、遅れについて少し説明をいただきたいと思います。

健全化計画の方を修正していくのか、それとも遅れた分、入ってこない分があるわけですが、その分のコスト削減をどこかでできるのか。例えば企業団の職員の平均給与については、豊明市の職員の平均よりも随分高い。手当に至ってはもっと高い。企業団の平均給与が737万円、市では665万円というふうに聞いておりますけれども、こうした企業団のほうの経営努力というふうなことも必要になってくるのかなと、求めていくことが必要になるのかなと思いますけれども、遅れた分はどういうふうに取り戻すつもりなのか。

まさか、その分を大幅に値上げするという話ではないと思いますけれども、ちょっとそのスケジュールについてもお聞かせいただきたいと思います。

No.163 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.164 ○経済建設部長(山崎 力君)

下水の問題については、昨日も市長並びに副市長のほうからお答えさせていただいたとおりでございますが、当然、健全化に向けて考えてまいりますので、早い時期にそういったことをご提案させていただきたいというふうに考えております。

No.165 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.166 ○企画部長(宮田恒治君)

先ほど、行革の点の新たに追加した項目は、プランを変更するのかというご質問がありました。

行革の結果は、毎年実績を公表していきます。1年ごと、これから3回にわたって、3年にわたって公表していきますが、新たに追加したプランについては、その年ごとに毎回プランに追加をして、プランどおりの結果と、それから新たに追加した結果とを分けて公表していきたいと考えております。

以上で終わります。

No.167 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.168 ○5番(榊原杏子議員)

行革に追加していくということについては、よろしく願いいたします。

下水のことですけれども、平成20年度中の早い時期にということだと思いますけれども、それでも健全化の計画に書いたほどの使用料の増は見込めないと思います。まして、行革の目標にももちろん到達しないということになりますけれども、その分をどうするんですかということをお聞きしたんですが、再度答弁をお願いいたします。

その遅れた分、健全化計画のほうを修正というのが可能なのか、それとも繰上償還が認められないということになってしまうのか、お願いいたします。

No.169 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.170 ○経済建設部長(山崎 力君)

今、ご指摘の部分も含めて、さらに検討を加えてまいります。

終わります。

No.171 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.172 ○5番(榊原杏子議員)

遅れたらどうなるということは聞いていらっしゃるのでしょうか。

その予定でやってきたのが狂ってしまった、その都合とやらは、一体どういう要因でそれが狂ったのかということが聞きたいんですけれども、なぜそういう理由もなく、事務の都合なり何なり、それはどういった都合なのか、理解を得ようとしたほうがいいと思いますけれども、お答えになれない何か事情があるのでしょうか。

下水の使用料の値上げということの理解を得ていくためには、必ず説明責任というもの

を果たさなければならない。それが予定とまた違ってくる、二転三転するということになる、何だと言われかねないわけですね。

まして、賦課漏れの件もあったわけですし、ぜひこれは説明責任ということ意識していただきたいのと、それからコスト削減策ということで、企業団のほうにいろいろ高いところがあるんじゃないかと、そういう見直しを求める考えはありますか、ないですか。

No.173 ○議長(堀田勝司議員)

石川副市長。

No.174 ○副市長(石川源一君)

下水道関係の条例の提案を今議会で見合わせました部分についてお答え申し上げますが、下水道料金の改定計画につきましては、第5次行革審の答申をいただきました直後から、その答申を尊重いたしまして、当然下水道計画の健全化もございますので、担当部局あるいは下水道の検討委員会のほうからも提言が既にありましたので、そういった意味で値上げというんですか、条例改正をしたいということで準備を進めてまいりました。

しかし、もうこれも先ほど議員のお口から出ましたように、賦課漏れというような大変なことが判明しました。その処理、そしてそれらをすべて周囲の皆様たちにしっかり説明できる体制がとれなければ条例改正をできないというふうで、昨日申し上げましたようにこの3月議会では環境が整わなかったということでございまして、事務的には第5次行革審の答申をいただいた直後から進んできたということでございます。

健全化計画につきましては、担当のほうから説明申し上げます。

失礼しました。第5次アクションプランで、3年間に目標額が出ております。これにつきましては、はっきり申し上げまして、今回環境がまだ整わなくて条例改正ができませんので、これは当然差が出てまいります。

終わります。

No.175 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.176 ○経済建設部長(山崎 力君)

健全化計画の時期はということ、それに基づいて繰上償還というご指摘でございますが、健全化計画は平成20年度中に改定という予定で、繰上償還等の健全化計画は示しております。

さらに、企業団の人件費というようなお話がございましたが、これは今検討させていただいている事項でございます。

終わります。

No.177 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.178 ○5番(榊原杏子議員)

行革は、第4次に関しては節減額が半分に至らなかったということがあります。やはり額はインパクトが強いので、注目が集まりますので、狂いがいろいろ出てくるというのは余りみっともい話ではないものですから、適宜見直しをされるのも結構ですけれども、狂いが出ないような計画的な遂行ということをお願いしておきたいと思えます。

それから、2番目の質問のほうですけれども、男性の育休について事例がないということでしたけれども、答弁の中でもありましたが、特定事業主の行動計画、とりやすい環境を醸成していくとか、いろいろな施策というか、方針について書かれていますけれども、この中に、平成21年度に目標を定めまして、男性の取得が10%以上、女性が90%以上、ということが明記されています。男女共同参画プランのほうには、平成22年度というふうだと思えますけれども、同じ数字が書かれております。この目標についてあえてお聞きをいたしますけれども、達成される見込みというのはどうなんでしょうか。

それから、これまでにそういったとりやすい職場環境なり、情報提供なりということをどのように働きかけてきたか。

それから、あと意識調査をするというのがあったと思うんですけれども、男女共同参画のプランのほうですか、ジェンダーチェックの実施による職員の意識調査の実施、実際に職員の意識が変わってきているのかどうかということは、いつ意識調査を行う予定か、決まっていたら教えていただきたいと思えます。

No.179 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.180 ○企画部長(宮田恒治君)

市の特定事業主行動計画の中に、先ほど言いました目標額を定めております。この中では、男性は10%以上、それから女性は90%以上となっております。

女性については、もう既に100%の方が取得ですが、男性については全くございません。ただし、過去に1件、男性が育児休業を取得したというのがあります。

全国平均を見ましても、ちょっと資料は古いですが、2006年の資料しかございませんが、男性の育児休業は0.5%という結果でありますので、市の職員についても現行制度の中で取得ができるように啓発していきたいと思っております。

また、来年の4月からは育児短時間制度という制度も新たに加えていきますので、これによって男性も今まで以上に育児参加ができるのではないかと考えております。

以上で終わります。

No.181 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.182 ○企画部長(宮田恒治君)

すみません、情報提供について、一つ答弁を漏らしておりました。

情報提供につきましては、そういった問い合わせがあれば、職員に当然、いろいろな育児休業の制度、それから休業補償もあるということなど、こういった情報は提供しております。

また、市役所内のインターネットの状況の中でもそういったことがわかるようになっております。

以上で終わります。

No.183 ○議長(堀田勝司議員)

後藤市民部長。

No.184 ○市民部長(後藤 学君)

ジェンダーチェックの実施による職員の意識調査の実施、この計画では、前期、平成19年度から22年度までの間に着手、実施するということになっております。

まだ平成19年度現在では行っておりませんが、今後早い時期に実施するようにしたいというふうに思っております。

No.185 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.186 ○5番(榊原杏子議員)

行動計画のほうに書かれております情報提供というのは、「育児休業経験者の体験談や、育児休業を取得しやすい職場環境づくりの取り組み例をまとめ、職員に情報提供を行う」ということが書かれております。こういうお休みができますよというお知らせではないので、その点どういった取り組みを今まで進めてきたのか。それが残念ながら進んでいないとしたら、これから他市町の施策を参考にということもありましたけれども、どのようにそれを進めていくのか。

なぜならば、豊明市役所は、ほかの企業、民間企業の見本となるように引っ張っていかなくてはならないということも書いてあるわけですよ。民間の見本となるようにならなきゃいけないんです。そういった意味で、どういうふうにこれをリードしていくのか、目標を達成していくのか、達成に向けた努力をしていくのかということをお聞かせいただきたいわけです。

壇上でも申しました、答弁にもありましたけれども、そういった取り組み、義務づけるなり、有給休暇を設けるなり、そういう制度を設けるなり、そういう取り組みをしている自治体がある。全体で0.5%とおっしゃいましたけれども、国家公務員に限っては1%を達成したようであります。1.1%という話が出ております。

全体の中で育休の数字、多分同じものだと思いますけれども、男性は0.5%、女性は70%を超えてきた。公務員の方については、女性もわりあい民間よりはとりやすい環境にあると思いますので、とっていただいているかと思えますけれども、女性の7割強というのも、やはり第1子の妊娠をきっかけにやめてしまう方というのは、過去からの調査によると、割合としては余り変わっていないそうです。

男性が育休を取得しやすい環境というのは、必ず女性も取得しやすい環境。そういった環境整備のためにも、社会全体を変えていかなきゃいけない。そのために、豊明市役所という職場環境がどういう取り組みをしているかということを見られる立場にあるわけですから、ぜひとも進めていただきたいと思うわけです。

壇上でも少し申し上げましたが、女性に対する働きかけが男女共同参画においては先行しておりまして、では女性が意識を変えて、意識を高くして社会に出てみたところ、男性の意識が変わっていないからいろいろ衝突する、苦勞する、家に帰れば家のことが全部自分にかかってくる、そういう現実があるわけです。男性の意識を変えていく施策というのは必ず必要になってきます。よその取り組みも紹介しましたので、ぜひとも参考に進めていただきたい。

ちなみに、財政難のときですので、有給休暇をつくるなんていうと、結構負担が増えるんじゃないかというような話、そういう気もいたしますけれども、ちなみに紹介しました広島県の三次市の例では、お父さん、お母さんに2カ月の有給休暇を義務づけるわけですがけれども、その財源は、余りこういうことを言うのも嫌らしいですけれども、特別職の期末手当と管理職手当を1割カットして財源を捻出したということだそうですので、ぜひ参考にお願いいたします。

それから、男女共同参画の取り組みについて、市役所内の男性の意識が実際に変わってきているのかというと、ちょっと怪しいところもあるような気がしますけれども、男女共同参画推進員を各課に置くというのがあったと思いますけれども、そういった方々にも育休の話、とりやすい環境づくり、その職場環境をどういうふうに醸成していくかということ、考えていただきたいなというふうに思うんですけれども、そういった取り組み、庁内の環境を変えるという取り組みについては、どういう視点でも構いません。福利厚生視点なのか、男女共同参画なのか、次世代育成なのか、構いませんけれども、進めていかれるおつもりがありますでしょうか。

No.187 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

残り時間わずかです。簡潔に願います。

No.188 ○市民部長(後藤 学君)

各課に男女共同参画推進員を置いておりまして、研修あるいは情報交換等を行っております。

それから、平成19年度分の男女共同参画事業の進捗状況につきましても、現在、この委員の皆さんを中心に集計をいたしております。

以上です。

No.189 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.190 ○5番(榊原杏子議員)

男性で育休取得される方のうち、公務員の方は、マスコミ関係者の方なんかがよくその体験談を外に向けて発表するということをされています。外向きの意見かもしれないけれども、「大変だったけれども、育児にかかわってよかった」、あるいは「休暇が明けてもしっかり育児に向かう下地ができた」、あるいは「仕事に当たるときにもとって視点として役に立った。下手な研修よりよほど役立つのではないか」ということも言われております。

そうした人材育成の意味からも、男性の該当者がいらっしやいましたら、積極的に取得を勧めたい。そして、その方が復帰するのに困るとかということのないようにしっかりとサポートをしていただきたい、そういう職場環境づくりを積極的にしていただきたいと

思います。

それから、事業主の計画づくり、300人以下の会社に対してですけれども、「把握していない」というふうに一言でおっしゃいましたけれども、把握されて、市内企業に対して働きかける、そのくらいの意気込みを持って進めていただきたい。

それから、計画についてのアドバイスができるような豊明市役所であるべきかなというふうにも思います。

「子育てサポートしています」という認定マーク、企業の中にはそれを取得したいという意向もあるようです。また、そのマークの取得には男性の育休取得の事例も必要ということも聞いておりますので、そういったことも把握しながら、市内企業や全体の環境づくりと一体となって、こういったことを進めていかれるように要望して質問を終わります。

No.191 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、5番 榊原杏子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明3月6日から3月10日までの5日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.192 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、明3月6日から3月10日までの5日間を休会とすることに決しました。

3月11日午前10時より本会議を再開し、議案質疑・委員会付託を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦勞さまでした。

午後3時12分散会

